

公務災害・通勤災害 認定の手引

平成24年 3月

地方公務員災害補償基金北海道支部

目 次

第1編 <u>公務災害補償制度</u>	3
第1章 <u>公務災害補償制度の意義</u>	3
第2章 <u>公務災害認定の基本的な考え方</u>	3
第1節 <u>公務遂行性</u>	4
第2節 <u>公務起因性</u>	5
第3章 <u>公務上の負傷</u>	7
第1節 <u>通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の災害</u>	7
① <u>自己の職務遂行中</u>	7
② <u>研修</u>	7
③ <u>健康診断</u>	7
第2節 <u>職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為中の災害</u>	8
① <u>生理的行為</u>	8
② <u>公務達成のための善意行為</u>	8
③ <u>業務待機中の行為</u>	9
④ <u>食事行為</u>	9
⑤ <u>医療機関へ行く行為</u>	9
第3節 <u>準備行為又は後始末行為中の災害</u>	10
第4節 <u>勤務場所における救助行為中の災害</u>	10
第5節 <u>非常災害時に勤務場所等を防護する行為中の災害</u>	10
第6節 <u>出張中における災害</u>	10
① <u>経路</u>	11
② <u>方法</u>	12
③ <u>宿泊行為</u>	12
第7節 <u>赴任期間中の災害</u>	12
第8節 <u>特別の事情下の出退勤途上の災害</u>	12
① <u>任命権者の支配拘束下にある出退勤</u>	13
② <u>特別な状況下における出退勤</u>	13
第9節 <u>レクリエーション参加中の災害</u>	14
第10節 <u>所属部局の提供する交通機関での災害</u>	14
第11節 <u>勤務場所(勤務施設構内)で行動中の災害</u>	14
第12節 <u>休憩時間中の災害</u>	15
第13節 <u>入居が義務付けられている宿舎内の災害</u>	16
第14節 <u>職務遂行に伴う怨恨による災害</u>	16
第15節 <u>公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した災害</u>	17
第16章 <u>その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな災害</u>	17
① <u>天災地変等の自然現象による災害</u>	17
② <u>偶発的事故による災害</u>	18
③ <u>原因不明の災害</u>	19

<u>第4章 公務上の疾病</u>	21
<u>第1節 公務上の負傷に起因する疾病</u>	21
<u>第2節 職業病</u>	21
<u>第3節 公務に起因することが明らかな疾病</u>	31
<u>第4節 認定の実際</u>	32
<u>I 腰痛</u>	32
<u>II 上肢業務に基づく疾病</u>	35
<u>III 心・血管疾患及び脳血管疾患</u>	43
<u>IV 精神疾患に起因する自殺及び精神疾患</u>	51
<u>V 肝炎, エイズ等</u>	58
<u>第5章 公務上の障害又は死亡</u>	60
<u>第6章 特殊公務災害</u>	61
<u>第2編 通勤災害保護制度</u>	63
<u>第1章 通勤災害保護制度の基本的な考え方</u>	63
<u>第2章 通勤災害の範囲</u>	64
① <u>通勤に起因する負傷</u>	64
② <u>通勤による疾病</u>	64
③ <u>通勤による障害又は死亡</u>	65
<u>第3章 通勤の要件</u>	65
<u>第1節 「勤務のため」について</u>	65
<u>第2節 「住居」について</u>	66
<u>第3節 「勤務場所」について</u>	67
<u>第4節 「合理的な経路」について</u>	68
① <u>本来的な経路</u>	68
② <u>特別の事情の下における経路</u>	68
<u>第5節 「合理的な方法」について</u>	68
<u>第6節 「逸脱・中断」について</u>	69
<u>第7節 「日常生活上必要な行為」について</u>	60
<u>第4章 公務災害として取り扱われる通勤途上の災害</u>	72
<u>第5章 特殊な勤務体制の職員の取扱い</u>	73
<u>第3編 再発</u>	75
<u>第4編 故意の犯罪行為又は重大な過失による災害</u>	76

第1編 公務災害補償制度

第1章 公務災害補償制度の意義

[目次へ戻る](#)

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行うことによって、地方公務員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。

民法上の損害賠償が原則として過失責任主義をとっているのに対し、公務災害補償制度は、使用者の無過失責任主義を取り、公務上の災害については、使用者である地方公共団体に過失がなくても補償の義務を課している。

これは、被用者の業務の遂行は使用者の支配管理下において行われ、その利益は使用者に帰属するものであるのに対し、その行う業務には、程度の差はあるものの各種の危険が内在しており、使用者の支配管理下にある被用者には、その危険を回避することが困難な場合もあることから、その危険性が具体化して被用者が負傷し、又は疾病にかかった場合には、使用者に過失がなくても、その危険性の存在に着目して、使用者がその危険を負担しその損失の補償に当たるべきであるという趣旨によるものである。

また、被用者又はその遺族は、労働災害についても、その損害について使用者に賠償責任（不法行為責任）がある場合には、使用者に対して民事損害賠償を請求することができるが、過失責任主義に基づく不法行為制度の下では、被災者である被用者やその遺族が、使用者の故意又は過失の存在を立証する必要があり、被災者側に過失があれば過失相殺によって賠償額が減額される場合もある。また、訴訟の遂行には、一般的に、多くの費用や労力が必要とされるため、民法上の損害賠償制度によってその被害を回復することは、困難な場合が少なくない。

公務災害補償制度は、このような民法上の損害賠償制度による損害回復の困難性を克服し、地方公務員の保護を図るために設けられた制度である。

第2章 公務災害認定の基本的な考え方

[目次へ戻る](#)

職員が災害を受け、その災害が公務災害として認められるためには、職員が公務に従事し、任命権者の支配拘束下にある状況でその災害が発生したこと（公務遂行性）と、公務とその災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）の二つの要件を満たす必要がある。

負傷事案については、発生原因が外面的に明らかであるため、認定に当たっては、公務遂行性の有無の判断が主として問題となる。これに対して、疾病事案については、一般的にはその発生原因が外面的には明らかでないため、公務と疾病との間の相当因果関係、すなわち、公務起因性の有無が重要な判断要素となる。疾病は、種々の原因が複雑に絡み合っており、発症するとされており、発病した職員がもともと有している素因又は基礎疾患がその疾病の発症に大きく関わっている場合が多いため、公務起因性の判断は、個々の事案に即して医学的意見を基に総合的に行う必要がある。

その結果、種々の原因のうち、公務が他の原因に比べて相対的に有力な発症原因と認められれば、公務中はもちろんのこと自宅で発症した場合であっても公務起因性が認められることとなる。

公務とその災害との間にいわゆる相当因果関係がある場合に初めて、公務起因性が認められるとの考え方は、同種の制度である労働者災害補償制度（以下「労災」という。）及び国家公務員災害補償制度（以下「国公災」という。）はもとより、昭和51年11月12日最高裁第2小法廷判決（昭和50年（行ツ）第111号判定取消請求事件）でも明らかのように確立された考え方である。

しかし、公務遂行性が認められても、故意(ある特定の行為(例えば、自殺行為))によって、ある結果(死)が生じるであろうことを認識しながら、その結果を積極的に実現しようとする意思能力)による場合、本人の有していた素因又は基礎疾患が単に公務を機会原因として発症した場合(例えば、明らかな骨の変性等を原因とした公務遂行中の骨折等)、天災地変等自然現象による場合、偶発的な事故による場合、私的怨恨による場合、公務逸脱行為及び私的行為による場合等の災害は、公務起因性が認められないので公務災害として取り扱うことはできない。

(注1)素因

素因とは、遺伝的、体質的にある特定の疾病に罹患しやすい状態をいうものである。例えば、素因の一つに、特定の食物又は薬物等に対して特異な反応を示す特異体質がある。

同じ職場環境下にある職員の中でも、その疾病に罹患する者としめない者とがあり、また、その疾病に罹患してもその病状の程度に軽重があるなど、職員の体質やその疾病に対する抵抗力等に個人的な差異がある。

一般に、同じ条件下であれば一つの原因に対しては常に同じ結果が生ずるものであるが、ある外因に対しそこに内因又は条件が加わることによって、その結果の態様が異なってくる場合がある。素因は、通常、その疾病の発症に当たって内因又は条件として作用するので、素因を有する者は、素因を有しない者に比して、その種の疾病に罹患しやすい状態にあるといえる。したがって、素因は、疾病の公務起因性を判断する上で重要な意味を持っている。

(注2)基礎疾患

基礎疾患とは、現存する疾病に先行して継続的に存在し、現存する疾病の発症の基礎となった既往の病的状態をいう。

例えば、脳出血に対する高血圧症、脳血栓症に対する脳動脈硬化、心筋梗塞症に対する冠状動脈硬化等がこれに当たる。

第1節 公務遂行性

[目次へ戻る](#)

職員が災害を受け、その災害が公務災害として認められるためには、まず公務遂行性が認められる必要がある。

「公務遂行性」とは、任命権者から通常又は臨時に割り当てられた職務を行っていることをいうものであるが、これらの職務のほか、職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為(例えば、食事、用便等)や勤務前後の準備・後始末行為(更衣、清掃等)等を行っている場合も含まれる。

公務遂行性が認められる具体的な内容は、次のように大別される。

- ① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合、すなわち、通常又は臨時に割り当てられた職務を行っている場合のほか、その職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為を行っている場合
- ② 通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合
例えば、休憩時間中に施設内で自由行動をしている場合
- ③ 任命権者の支配下にはあるが、施設管理を離れて公務に従事している場合
例えば、出張、公用外出等のように通常の勤務場所を離れて公務に従事している場合、その用務先との間を合理的な経路及び方法によって往復する場合

④ 特別な状況下における出勤又は退勤途上にある場合

⑤ 地方公務員法第42条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション等に参加している場合

なお、負傷の場合は、一般に、任命権者の支配下において被災した場合には公務遂行性が認められることとなるが、疾病の場合の公務遂行性は、任命権者の支配下において疾病が発症することを意味するものではなく、任命権者の支配下において公務遂行に伴う有害因子の暴露を受けることを意味しているものである。

(注3)有害因子

公務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業態様、病原体等の諸因子をいう。

第2節 公務起因性

[目次へ戻る](#)

職員が災害を受け、その災害が公務災害として認められるためには、公務起因性が認められる必要がある。

この場合の「公務起因性」とは、災害の発生が公務又は公務の遂行そのものに起因することをいい、一般に、職員が任命権者の支配管理下において職務を行うこと(公務遂行性)が公務起因性の第一次的な判断基準となる。

公務起因性が認められるとは、公務に内在している危険が現実化したものであることが経験則上認められることをいうものであり、言い換えると、その災害の発生と公務との間に相当因果関係(災害の発生原因のうち、公務が他の原因に比較して「相対的に有力な原因」である必要がある。)が存在することをいう。

このような考え方は、公務に内在している各種の危険が現実化した場合の損失を使用者である任命権者が無過失責任主義に基づき負担し、それに要する費用については、地方公共団体の負担により一切が賄われており、地方公務員には一切負担がないという災害補償制度の特性から導き出されたものである。

すなわち、過失責任主義の場合とは異なり、公務が他の原因に比較して「相対的に有力な原因」でないような場合まで、これを公務に内在している各種の危険が現実化したものとして地方公共団体の全額負担に基づく災害補償制度の対象とすることは不合理であるためである。

また、災害のうち、負傷の場合は、外面的に公務起因性の判断が明らかであるが、疾病については、一般に、種々の原因又は条件が複雑に絡み合って発症するとされており、その原因のうちでその職員がもともと有していた素因又は基礎疾患が疾病の発症に大きく関わっている場合が多いといわれている。

このため、疾病に係る公務起因性を判断する場合には、疾病の発症の形態が、公務に内在する危険としての有害因子が職員に接触し、又は作用するなどにより疾病発症の原因が形成され、その結果として疾病が発症するものであることから、公務と発症原因との間の因果関係及びその発症原因と結果としての疾病との間の因果関係が成立する必要がある。

そして、それぞれの因果関係は、単なる条件関係ないしは関与ではなく、公務が発症原因の形成に、また、その発症原因が疾病の発症にそれぞれ相対的に有力な原因であると医学的に認められることが必要である。公務遂行性の具体的内容に応じて、負傷の場合における公務起因性の判断を例示すると、次のとおりである。

① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合

この場合の災害発生原因は、他に特別の原因のない限り、公務遂行行為又は任命権者の管理する施設のいずれかである。したがって、公務遂行性の要件が満たされ、公務起因性に対する反証がない場合には、公務起因性を認めることが経験則に反しない限り、公務上となる。反証事由には、公務逸脱・公務離脱行為、恣意的行為、私的行為、故意、天災地変等がある。

② 通常又は臨時に割り当てられた職務は行っていないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合

この場合の災害発生原因は、他に特別の原因がない限り、私的行為又は任命権者の管理する施設のいずれかである。したがって、公務起因性が認められるのは、管理施設等の欠陥又は施設管理上の不注意によるものである。

③ 任命権者の支配下にはあるが、施設管理を離れて公務に従事している場合

この場合の災害発生原因は、他に特別の原因がない限り、公務遂行行為又は公務を遂行している場所における施設等の欠陥若しくは管理上の不注意のいずれかである。

したがって、公務遂行性の要件が満たされ、公務起因性に対する反証がない場合には、公務起因性を認めることが経験則に反しない限り、公務上となる。

(注4)無過失責任主義

無過失責任主義とは、公務上の災害が発生した場合等について、使用者に過失がなくても一定の損害賠償の責任が生ずるとする考え方をいう。公務災害の認定に当たって、任命権者に過失があったか否かの議論になることがあるが、公務起因性があれば任命権者の過失の有無にかかわらず公務上の災害として取り扱うことをいう。

(注5)相当因果関係

相当因果関係とは、通常一定の行為から一定の結果をもたらすことが相当であると認められる場合の因果関係をいう。具合的には、「その業務に従事していなければ、その災害は発生しなかったであろうし、その災害が発生しなければ、この傷病は生じなかったであろう」(条件関係)と認められ、かつ、この傷病の発生に不可欠な条件となった諸事情の下では「そのような業務に従事していればそのような災害が発生するであろうし、そのような災害が発生すれば、このような傷病が発生するであろう」という関係が成立する必要がある。これは、公務との単なる条件関係ではなく、一定の明確な理由によって結び付けられた因果関係である。

第3章 公務上の負傷

[目次へ戻る](#)

負傷については、災害の発生原因が外面的に明らかであるため、公務上外の認定は、比較的容易である。

負傷に係る公務上外の認定に当たって、特に問題となる点は、公務遂行性の有無であり、一般に、公務遂行性が認められれば、公務起因性も認められることとなる。

なお、公務遂行性が認められるものであっても、①故意又は本人の素因によるもの②天災地変によるもの③偶発的な事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）と明らかに認められるものについては、公務起因性が認められない。

第1節 通常又は臨時に割り当てられた職務遂行中の災害

[目次へ戻る](#)

次に掲げる場合の負傷は、通常又は臨時に割り当てられた職務を遂行中の災害であり、原則として、公務上のものとなる。

① 自己の職務遂行中

法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務、すなわち、その職員の本来の担当業務や特命による業務に従事している場合の災害である。

「職員に割り当てられた職務」か否かについては、事務分掌や職務命令の有無などにより判断することとなる。

② 研修

研修には、地方公共団体が行う研修と職員自身が自発的に行う自主研修とがあるが、公務災害の対象となる研修は、地方公務員法第39条の規定に基づき地方公共団体が行う研修である。

この研修の態様には、講義、討議、事例研究、自主研究、視察等があり、多様であるが、しばしば問題になるのが視察である。研修期間中に史跡等を視察する場合は、その視察が研修とどのような関係にあるのかが問題となるが、公務遂行性が認められるためには、その視察が研修の一環として位置付けられていることが必要となる。この場合、その視察が研修と位置付けられているか否かは、その視察が全体の研修計画に組み込まれているか否かなどにより判断することとなる。

③ 健康診断

職員の健康の保持・増進に必要な措置として健康診断があるが、公務災害の対象となる健康診断は地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断であり、公務遂行性が認められるためには、その健康診断が任命権者の支配管理下において行われる必要がある。

この健康診断には、採用時の健康診断(労働安全衛生規則第43条)、定期健康診断(同第44条及び第45条)、結核健康診断(同第46条)、給食従事職員の検便(同第47条)、有害業務に従事する職員に対する特別の項目についての健康診断等種々なものがあり、その内容についても、一般的な問診、内診のほか、結核予防検査、胃癌予防検査、成人病検査、人間ドック等多様である。

また、その実施方法についても、労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断のように任命権者が職員に対し、実施する義務を有しているものや、人間ドック等のように一定年齢以上の者のうちから受診を希望する者に限って行っているもの等多様である。

労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断のように任命権者が職員に対し、実施する義務を有している健康診断については、任命権者の支配管理下において行われるものであるため、公務遂行性が認められることとなる。

しかし、人間ドック等のように、任命権者が企画・立案したものであっても、一般に、その受診が職員

の意思に委ねられているものは、任命権者の支配管理下において行われたものとは認められないので、公務遂行性は認められない。

このような人間ドック等に係る災害の認定に当たっては、任命権者の関与の状況、すなわち、それが任命権者の支配管理下で行われたものであるか否かを詳細に調査の上、公務遂行性の有無を判断する必要がある。

第2節 職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為中の災害

[目次へ戻る](#)

職員が公務を遂行する際の行為又は行動には、その職員に割り当てられた担当業務とはいえないものの、単なる私的行為ともいえない性質のものがある。一般に、それらの行為等が任命権者の特別の業務命令等により積極的に是認されている場合には、その行為自体がその職員の担当業務行為となるが、このような任命権者からの積極的な是認を受けていない場合には、概ね、次のような観点から、その行為が職務を遂行する行為に含まれるかどうか、あるいは職務遂行に伴う合理的行為かどうかを判断することとなる。

まず、その行為等が公務を遂行する上で合理性又は必要性をもつものとして是認されるかどうかということである。

この場合、合理性があるかどうかは、その業務を担当する職員として合理的な行為であるかどうかによって判断し、必要性があるかどうかは、その職員が担当業務を遂行する上で必要な行為であるかどうかによって判断されるものである。いずれの場合にも、それぞれの具体的事情について判断しなければならないが、それは、その職員のおかれている客観的事情によって判断すべきであって、その職員の主観的事情は、「普通の人ならばそうしたであろう」という状況が認められない限り、判断の基礎とすべきではない。

次に、その行為が職務と関連する突発的事情によって臨機応変に行われるものである場合には、前記に準じて、その必要性又は合理性の有無を検討し、その行為が客観的にみて是認されるものかどうかを判断すべきである。

なお、職務を遂行する過程においては、取り分けてその必要性や合理性の有無を論じるには当たらないような、通常ありがちな些細な行為もあるが、このような行為は、それが特に恣意的行為又は著しい私的行為でない限り、概ね職務遂行に伴う合理的行為とみることができる。

このような行為が、職務を遂行する行為又は職務遂行に伴う合理的行為と認められる場合は、公務遂行性が認められることとなる。

この職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為には、①生理的行為 ②公務達成のための善意行為 ③業務待機中の行為 ④食事行為 ⑤医療機関へ行く行為等がある。

① 生理的行為

職員が職務遂行中に、用便に行く行為や水を飲みに行く行為等生理的行為それ自体は、私的行為であるが、これらの行為は、職務遂行に通常伴うと認められる必要かつ合理的な行為でしかも些細な行為であるため、勤務場所を離れてその行為を行うための往復行為中の災害については、職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為として公務遂行性が認められる。

なお、勤務公署内に水場があるにもかかわらず、勤務場所を離れて売店等へジュース等の飲料水を購入しに行く行為は、必要最小限の生理的行為というより、し好的要素が強いと考えられるため、このような行為まで生理的行為として取り扱うことはできない。

② 公務達成のための善意行為

職員には、任命権者からそれぞれに割り当てられた本来の職務があるが、それ以外にも、公務達成のため、各自に割り当てられた職務以外の職務を職員の善意に基づいて行う場合がある。これを公務達成のための善意行為といい、職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為として公務遂行性が認められる。

「公務達成のための善意行為」は、その行為が、個々の職員の担当職務の集合体である公務全体を遂行する上で、必要、かつ、合理的なものでなければならず、しかも客観的にみて妥当なものでなければならぬ。したがって、そのような事情の下におかれた者にとって、客観的にそのような行為をすることが、社会経験則上妥当なものか、そのような条件下におかれた場合、通常人であればそのようにしたかどうかなどによって判断する必要がある。

一般に、慣例的に同僚の職務を援助する行為、あるいは本人の所属する勤務公署の業務の運営を阻害する状態を排除する行為等、当該勤務公署の業務能率により深い関係をもつ行為も公務達成のための善意行為に該当するものである。

しかし、その行為が、公務上の必要性からではなく、私人として、いわゆる社会一般の道義的な立場から行われる場合には、ここでいうところの善意行為には該当しない。

③ 業務待機中の行為

職員の行為のうちには、職員が業務を行う上で、時間的、場所的な拘束を受けるが、直接、業務に携わっていない状態、すなわち、業務のために待機している状態がある。

この業務待機中の行為は、私的行為とみられるようなものが見受けられるが、その行為が業務待機中のものとして著しく社会通念を逸脱したものでない限り、一般には、業務との関連が消滅していないと考えられるので、業務待機中の災害は、職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為として公務遂行性が認められる。

なお、業務待機中の行為が、どの程度まで通常許容されるものであるか、その一般的な判断基準を設けることは困難なので、社会通念に従って、個々具体的な事案に即して判断していくこととなる。

④ 食事行為

食事行為は、それ自体は私的行為ではあるが、職員が勤務と勤務の間に昼食等をとることは、職務を遂行する上からも必要不可欠なものである。

このため、食事のために勤務公署と食堂との間を合理的な経路及び方法により往復する行為は、職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為として、公務遂行性が認められている。

ただし、食事行為そのものは私的行為であるため、どのような形態の食事行為であっても職務遂行に伴う合理的行為として認められるものではなく、一定の条件に該当するものに限られる。

職務遂行に通常伴うと認められる合理的行為としての食事行為は、次に掲げるものである。

- ・ 勤務公署内に食事施設がある場合は、勤務場所と当該食事施設との間の往復行為
- ・ 勤務公署内に食事施設がなく、任命権者が勤務公署の近隣食堂を指定食堂としている場合は、勤務公署と当該指定食堂との間の往復行為
- ・ 勤務公署内に食事施設がない場合又は食事施設があっても不十分な場合及び指定食堂がない場合は、勤務公署とその近辺の数軒の食堂との間の往復行為

なお、この場合の「食堂」には、弁当販売店が含まれるものであり、「食事施設が不十分」とは、収能力が小さく、休憩時間中に職員の利用が終了しないような施設をいい、「勤務場所の近辺」とは、勤務場所から最寄りの数軒の食堂までの範囲内とし、最大範囲は、食事に要する時間を含めて休憩時間中に社会通念上認められる交通手段により往復できる範囲内とし、「数軒」とは、9軒以内とされている。

⑤ 医療機関へ行く行為

職員が勤務時間中に突然、腹痛等により勤務から離れて医療機関で治療を受ける場合がある。

この場合の医療機関で治療を受ける行為は、本来、私的行為ではあるが、職務を遂行する上からは必要不可欠なものである。

このため、緊急の治療が必要であると認められる職員が所属部局の長の指示又は了解を受けて、治療のため、勤務時間を割いて勤務公署とその医療機関との間を合理的な経路及び方法により往復する行為は、職務の遂行に通常伴うと認められる合理的行為として、公務遂行性が認められている。

この場合、医療機関へ行く行為として認められる範囲は、次に掲げる場合である。

- ・ 勤務公署内に医療機関がある場合は、勤務場所とその医療機関との間の往復行為
- ・ 勤務公署内に医療機関がない場合又は医療機関があっても不十分な場合は、勤務公署と最寄りの医療機関との間の往復行為

第3節 準備行為又は後始末行為中の災害

[目次へ戻る](#)

職員の勤務の過程には、任命権者等から命ぜられた本来の担当業務のほか、当該業務の前後における準備行為又は後始末行為も含まれているのが通常である。

すなわち、勤務開始前には、更衣、勤務環境の清掃、機械器具の点検・整備等の準備行為が行われ、勤務終了後には、機械器具の整備・格納、作業環境の整理・清掃、洗面、手洗い、更衣等の後始末行為が行われる。また、清掃作業等の場合には、勤務終了後に入浴をする場合もある。

これらの行為は、その職員に割り当てられた本来の職務そのものではないが、職務を行う上で通常又は当然に付随するものであるため、勤務時間の前後の合理的な時間内に行われる職務遂行に必要な行為は、本来の職務と同様に、公務遂行性が認められている。

第4節 勤務場所における救助行為中の災害

[目次へ戻る](#)

職員が、勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった同僚職員を救助するために負傷した場合は、その救助行為はその職員に割り当てられた本来の職務ではないが、勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった同僚職員を救助する行為は、公務遂行上、あるいは公務達成上必要な行為であるため、本来の職務と同様に、公務遂行性が認められている。

第5節 非常災害時に勤務場所等を防護する行為中の災害

[目次へ戻る](#)

非常災害時に勤務場所又はその附属施設を防護する行為自体は、一般に、任命権者から職員に割り当てられた職務ではないが、これらの行為は、避難すべき事態にありながら危険をおかして防護作業に従事するものであり、公務運営上必要な行為でもある。このため、たとえ任命権者から職員に割り当てられた職務でなくても公務遂行性が認められている。

また、ダムの監視業務や寮の管理人等のように、公務運営上の必要性から、特に入居が義務づけられている宿舎を災害等から防護する行為についても、同様に、公務遂行性が認められている。

なお、任命権者から非常災害時における職務分担を指示されていて、その職務分担に基づき勤務場所又はその附属施設を防護する行為は、公務遂行中の行為である。したがって、非常災害時において勤務場所又はその附属施設を防護する行為は、任命権者から職員に割り当てられた職務であると否とにかかわらず、公務遂行性が認められる。

第6節 出張中における災害

[目次へ戻る](#)

出張中の負傷については、次に掲げる場合を除き、原則として、公務上のものとされている。

なお、公用外出（出張命令は出されていないが、勤務公署外の用務先に外勤を命ぜられたものをいう。）における負傷についても、出張に準じて取り扱うこととされている。

- ・ 合理的な経路又は方法によらない順路にある場合

- ・ 恣意的行為を行っている場合
- ・ 出張先の宿泊施設が住居としての性格を有するに至った場合において、その宿泊施設内にあるとき又はその宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき(往復途上の場合、通勤災害の対象となる。)

「出張」とは、任命権者の職務命令を受け、公務のため一時その勤務公署を離れて旅行することであり、勤務公署を離れて用務地へ赴いてから用務を果たして戻るまでの一連の行為をいうものである。

出張者は、その用務の成否や遂行方法などについて、包括的に任命権者に対して責任を負っている。したがって、出張者は勤務公署を離れて単独で行動していることから、任命権者の直接の管理下にある状態から離脱するものの、出張の全過程を通じて、特別の事情がない限り、任命権者の包括的支配下にあると考えられるので、私的事由等の反証がなく、かつ、経験則に反しない限り、出張過程の全般について包括的に公務遂行性が認められる。

すなわち、出張中は任命権者の管理下を離れていることから、その間の個々の行為・行動については任命権者の拘束を受けておらず、出張者の任意に委ねられている。そのため、その間には、実態上様々な私的行為が行われるし、また、出張の性格上、ある程度私的行為が介在することはむしろ避けられないことである。さらに、出張過程に含まれる付随行為の範囲も、任命権者の管理下にある場合よりも広がるのはやむを得ないところである。

したがって、出張中の個々の行為については、積極的な私用、私的行為、恣意的行為等にわたるものを除き、一般に出張過程に含まれる付随行為の範囲とみて、公務遂行性が認められる。

なお、出張中の災害の認定に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

① 経路

出張の場合は、まず勤務地又は住所地を離れて用務地へ赴き、用務を果たしてから戻るまでの経路が問題となる。

一般的には、出張に要する経路は、出張命令による経路によるものであるが、出張の形態によっては出張命令による経路とは異なる経路を取る場合がある。

- (1) 勤務公署に出勤した後、勤務公署から用務地へ赴き、用務を果たしてから勤務公署へ戻る場合
- (2) 勤務公署に出勤した後、勤務公署から用務地へ赴き、用務を果たしてから直接自宅へ戻る場合
- (3) 勤務公署へ出勤せずに、自宅から直接用務地へ赴き、用務を果たしてから勤務公署へ戻る場合
- (4) 勤務公署へ出勤せずに、自宅から直接用務地へ赴き、用務を果たしてから直接自宅へ戻る場合
- (5) 長期間の出張(研修等)のため、用務地又は用務地近隣に設けられた宿泊施設、旅館等と用務先とを往復する場合

等が考えられる。

(1) については、特に問題はないが、(2) から (4) までについては、勤務公署に立ち寄ることを特に命ぜられた場合を除き、勤務公署に寄らないで自宅から用務地へ赴き、又は用務地から直接自宅へ戻るものが慣行となっている場合又は任命権者に是認されている場合は、その出張が包括的に任命権者の支配下にあるものとみなされ、自宅からの経路又は自宅までの経路は、合理的な経路とみることができる。

なお、これらの場合でも、出張用務外の私的目的で迂回経路を通る場合や、社会通念に反するような経路を通る場合は、合理的な経路とは認められない。

(5) については、出張期間が長期にわたる場合(概ね1か月)は、宿泊施設等から用務地までの間の往復行為に継続性、反復性が認められることから、一般の通勤同様であるため、通勤災害の対象として取り扱われる。

② 方法

出張の交通手段として、電車、バス等の公共交通機関、飛行機、公用車等通常利用される交通手段を使用する場合は、一般に、合理的な方法と認められる。

なお、自家用車の使用については、その使用が認められている場合は、特に問題はないが、使用が禁止されている場合は、その禁止の程度、禁止措置の励行状況等と、個々の事案について自家用車を使用せざるを得なかった公務上の緊急性、必要性、合理性等(例えば、交通機関の運行状況や出張経路の所要時間等から考えて、所要時間が通常の交通機関の利用に比べて相当短縮される場合、用務先が2か所以上あるため自家用車の必要度が極めて高い場合等)とを比較考量のうえ判断することとなる。

③ 宿泊行為

宿泊を要する出張命令に基づいて職員が宿泊する場合は、その宿泊が出張命令の範囲から逸脱して恣意的になされたものでない限り、その宿泊は出張用務それ自体ではないものの出張用務遂行に必要な行為であり、なお任命権者の包括的支配を受けていると認められるので、その限りでは、宿泊中も公務遂行性は失われていない。また、食事、入浴、睡眠等行為は宿泊行為の一部と考えられる。

したがって、旅館等の宿泊施設内において、宿泊中に、例えば就寝中火災で焼死したとか、その宿泊施設で出された食事で食中毒になったとか、浴室で転倒して負傷したというような場合は、特別の事情がない限り、出張用務に起因した災害として取り扱うこととなる。しかし、泥酔して階段から転げ落ちた場合等の恣意的行為や私的行為によって自ら招いた災害については、出張用務に起因した災害とはいえない。

なお、宿泊施設に宿泊する場合は、用務地における通常の、又は適当な場所に宿泊するということについて、なお任命権者の支配管理下にあると解されるので、宿泊の主目的が明らかに私的なものであると認められる宿泊施設に宿泊した場合や指定された宿泊施設があるにもかかわらず、自己の都合で別な宿泊施設に宿泊した場合は、公務遂行性は失われているものと考えられる。

また、用務地の近辺に職員の実家があるためその実家に宿泊した場合等は、特別の事情がない限り、任命権者の支配拘束性が実家まで及ぶとは認められない。

第7節 赴任期間中の災害

[目次へ戻る](#)

「赴任」とは、新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、又は転任を命じられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務公署から新勤務公署に旅行することをいい、赴任期間中の負傷については、出張中の場合と同様に取り扱うこととされている。

一般に、赴任とは、任命権者が職員に赴任先での公務運営の必要性から当該職員に対し職務遂行を期待して赴任を行わせるものであり、この意味において、公務遂行性が認められるためには、その赴任が任命権者の期待する公務運営のための必要行為としての条件を満たす必要がある。赴任には住居の移転を伴うことが多く、その移転には、引っ越し等の私的行為も当然に含まれるが、これら引っ越し等は赴任先での公務運営の必要性のための必要不可欠なものである以上、当然に赴任に伴う付随行為の範囲内であると認められる。

このように、赴任には、引っ越し、旅行等の私的行為が含まれ、しかも、これらの行為・行動は、専ら赴任者の裁量、選択に任されており、任命権者がこれに介入することは少ないものである。これら様々な私的行為について赴任に伴う付随行為の範囲内であるか否かについては、当該私的行為が赴任先での公務運営のために必要不可欠なものであるか否かによって判断することとなる。

第8節 特別の事情下の出退勤途上の災害

[目次へ戻る](#)

一般に、出勤又は退勤の途上にある場合の災害は、通勤災害の対象となるが、出退勤途上の災害であって

も、任命権者により交通機関が指定されている場合や緊急の呼出しを受けた場合等には、その出退勤について任命権者の拘束性が認められ、また、社会通念上いわゆる異常な時間帯に出退勤する場合等にあつては、その勤務の特殊性に着目して、任命権者の拘束性を認め、公務遂行性があるものとして、公務災害の対象とすることとされている。

公務災害の対象となる特別の事情下の出勤又は退勤（住居若しくは居所又は勤務場所を始点又は終点とする往復行為をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものである。

ただし、合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合は、任命権者の支配拘束性が排除されるので公務災害の対象とすることはできない。

① 任命権者の支配拘束下にある出退勤

- ・ 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- ・ 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ・ 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合における当該出勤又は退勤の途上

② 特別な状況下における出退勤

- ・ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- ・ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ・ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上

- ・ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上

この場合の「引き続いて24時間以上となった勤務」には、休憩・休息时间、仮眠時間等が含まれるものであり、交替制勤務の場合は、通常の勤務に引き続いて宿直勤務に服し、さらに引き続いて通常の勤務に服した場合、通常の勤務に引き続いて時間外勤務に服した場合等で、引き続いて24時間以上勤務した場合がこれに当たる。

- ・ 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- ・ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- ・ 上記に掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

この場合の、「準ずると認められる出勤又は退勤」に該当するものとしては、

ア 通常の勤務が終了した後、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤途上

イ 特に命じられて1時間以上早く出勤する場合の出勤途上

ウ いわゆる異常な時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）を3時間以上含む勤務終了後の退勤途上等がある。

第9節 レクリエーション参加中の災害

[目次へ戻る](#)

レクリエーションは、本来それ自体は、公務とはいえないものの、職員の元気回復を図り、もって公務の能率増進に寄与する側面をもっている。このため、一定の要件を満たすレクリエーションへの参加については、公務遂行性を認めることとしている。

すなわち、そのレクリエーションが、地方公務員法第42条の規定に基づくレクリエーションであり、しかも、そのレクリエーションを任命権者が形式的にも実質的にも主催者(又は共同主催者)として、企画、立案、実施したものであることの要件を満たすものである場合には、任命権者の支配拘束性を認め、そのレクリエーションに参加した場合は公務遂行性を認めることとしている。

また、これらの要件を満たすレクリエーションについては、任命権者が単独で実施するもののほか、次の場合についても公務遂行性を認めることとしている。

- ・ 複数の任命権者が共同で行ったもの
- ・ 任命権者(又は複数の任命権者)が地方公務員等共済組合法に基づく共済組合(地方公務員等共済組合法附則第29条の規定による健康保険組合を含む。)と共同で行ったもの
- ・ 任命権者(又は複数の任命権者)が職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同で行ったもの
- ・ 上記に掲げるほか、任命権者の支配管理下で行われたと認められるもの

なお、「レクリエーションへの参加」とは、所定の場所又は時間帯においてそのレクリエーションに出場し、又は応援している場合をいい、準備運動を行っている場合及びこれに準ずる場合を含むものである。ここでいう「これに準ずる場合」とは、そのレクリエーションに付随する合理的な行為、すなわち、飲水、更衣、用便等そのレクリエーションの参加に必要な最小限度の行為を行っている場合をいうものである。

レクリエーションの実施形態等は、多種多様であるため、認定に当たっては、個々の事案ごとにレクリエーション計画の企画、立案、実施の担当者、計画等策定のための会議の主催者及び参加者、計画等の決裁の状況、職員に対する周知方法、参加者の取りまとめ、サービス上の措置、レクリエーション開催当日の運営状況、経費の負担等を詳細に検討して、任命権者が形式的にも実質的にも主催者(又は共同主催者)として、企画、立案、実施したものであるか否かを判断する必要がある。

第10節 所属部局の提供する交通機関での災害

[目次へ戻る](#)

勤務公署によっては、出退勤のための公共交通機関が全くない場合やあっても不十分なため、所属部局において専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合がある。

このような場合その交通機関については、職員に対する所属部局の便宜供与とみることもできるが、その交通機関を利用しなければ公務に従事できないなどの勤務場所の特殊性があることから、その交通機関を利用することと勤務との間に密接な関係があるといえることができる。すなわち、その交通機関を利用している間は、所属部局の長の支配下にあるとみることで、その間は公務遂行性を認めることができる。このような点に着目して、その交通機関を利用している間に、その交通機関の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によって負傷したと認められる場合には、その出勤又は退勤について公務遂行性を認めることとされている。

第11節 勤務場所(勤務施設構内)で行動中の災害

[目次へ戻る](#)

職員が出勤してから勤務に就くまでの間、又は勤務が終了してから退勤するまでの間における職員の勤務場所(勤務施設構内)での行動については、それが所定の勤務時間外に行われるものであるため、私的行為が

介在する場合もあるが、それが勤務場所(勤務施設構内)で行われるため、任命権者が指揮監督を成し得る余地があり、その限りにおいて、その行動中は、任命権者の支配下にあり、公務遂行性を認めることもできる。したがって、勤務場所(勤務施設構内)で行動している場合に発生した災害については、勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意等に起因することが明らかな場合には、公務起因性が認められることとなる。

なお、勤務場所(勤務施設構内)であるか否かについては、一般には、勤務場所の門(勤務場所の敷地の入口)が通勤経路と勤務場所との境界となるが、勤務場所の敷地内であっても、例えば、敷地内に、路線バスの停留所や不特定多数の者が自由に通行できる道路がある場合には、勤務公署の玄関が通勤経路と勤務場所の境界となる。

また、勤務場所(勤務施設構内)で行動中の災害であれば、すべて公務遂行性があるものとして認められるものではない。

すなわち、その行動は、所定の勤務時間外に行われるものであることから、例えば、勤務を終了してから退勤するまでの間に長時間の私的行為を行った後に、勤務場所(勤務施設構内)で行動している場合の災害は、もはや勤務との関連性を失っているものと認められるので、公務遂行性は認められないこととなる。

第12節 休憩時間中の災害

[目次へ戻る](#)

休憩時間中は、所定の勤務時間を離れており、職員は原則として自由な行動を許されているが、休憩時間終了後は再び所定の勤務に就くことが予定されている。また、任命権者の管理する勤務場所(勤務施設構内)において行動している限りにおいては、職員は任命権者の指揮命令を受ける余地があり、休憩時間中であっても、なお任命権者の支配管理下にあるということが出来る。このように、休憩時間中は、任命権者の施設管理下にある限り、任命権者の支配管理下にあり、その点では公務遂行性が認められる。ただし、休憩中は、職員は原則として自由な行動を許されているため、その間の個々の行為それ自体は私的行為といわなければならない。したがって、休憩時間中の災害は、それが勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意等に起因することがない限り、一般には、私的行為に起因するものであり、公務起因性は認められないこととなる。

しかしながら、休憩時間中の個々の行為には、それ自体としては私的行為であっても、もし勤務時間中であつたならば職務遂行行為に含まれたであろうと認められるものもある。すなわち、用便等の生理的必要行為、職務と関連がある各種の必要行為、合理的行為等がそれである。

このような行為は、一見それ自体は、私的行為とみられるものであつても、なお任命権者の支配下において行われるものである限り、任命権者の支配下にあることに伴う行為として公務に付随する行為とみるのが相当であり、単に休憩時間中という時間的区分のみをもって、職務遂行中の公務付随行為と区別することは合理的ではない。したがって、このような行為を行うに際して発生した災害については、職務遂行中の災害の場合に準じて、公務起因性について反証がなく、かつ、公務起因性を認めることが経験則に反しない場合には、特に施設の欠陥等に起因するとの積極的証明を待つまでもなく、公務上と認めるのが一般に相当である。

このような、公務付随行為とみるべき行為以外の積極的な私的行為(例えばキャッチボール等)を行っている場合には、その間に発生した災害については、施設(又はその管理)の状況(欠陥等)に起因することが明らかにされない限り、一般には、私的行為に起因するものであり、公務起因性が認められないことはいうまでもない。

なお、当然のことながら、任命権者の支配管理下を離れて私用で外出した場合等は、既に任命権者の支配

下を離れていることから、その間の災害に公務起因性を認める余地はない。

第13節 入居が義務づけられている宿舎内の災害

[目次へ戻る](#)

職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋内は、一般には任命権者の支配管理下ではなく、職員が自由に利用することができる領域である。

また、公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎についても、その宿舎内は職員が自由に利用することができる領域である。しかし、当該宿舎が「公務運営上の必要により入居が義務づけられている」点に着目して、その宿舎内についても任命権者の支配拘束性を認める余地があるともいえる。

したがって、当該宿舎内は職員が自由に利用することができる領域であることから、当該宿舎内の行動は私的行為であり、当該宿舎内の行動すべてに公務遂行性を認めることはできないが、公務運営上の必要により入居が義務づけられている点に着目すれば、入居職員は、任命権者の施設管理下にあるため、その宿舎内における災害のうち、その宿舎の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるものについては、公務起因性が認められる。

また、前記第5節で述べたように、当該宿舎は、日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋であるが、当該宿舎を災害から守る行為は、公務運営上の必要行為として公務遂行性を認めることとなる。

第14節 職務遂行に伴う怨恨による災害

[目次へ戻る](#)

職員は、一般に、任命権者あるいは所属長の支配管理の下に組織的に公務に従事するものであり、しかも同僚職員等と共働関係において公務を行っている。そこで、公務に関連し、又は公務にまつわる私怨等によって、同僚職員間、上司と職員間等で暴力沙汰等の加害行為による災害が生ずる場合がある。また、住民等の第三者から、公務に関連してあるいは私的に暴行などを加えられることもある。

いずれの場合でも、他人の故意に起因するものである点からみれば、一般には、公務起因性はないといわなければならないが、その災害の原因が公務にあって、公務と災害との間に相当因果関係が認められる場合には、たとえ他人の故意が競合していても、その災害は公務起因性があるといわなければならない。

これらの災害は、その性質上、対人関係から生ずるため、それと公務との間の相当因果関係の有無について一般的な判断基準を設けることは困難であるが、概ね次のような点を考慮したうえ、具体的事案に即して、公務起因性を判断することとなる。

- ・ 加害行為が明らかに公務に関連していると認められること

この場合、公務との関連性が明らかであるか否かについては、災害発生の経緯、被災職員の職務の内容や性質(他人の反発や恨みをかいやすいものであったかどうか、職務の性質上他人の攻撃目標となるものであるか)等を検討する必要がある。

- ・ 災害の原因となる公務上の事実と加害行為との間に、時間的及び場所的関連性等からみて相当因果関係が認められること

この場合、公務との関連性があると認められても、加害者の私的怨恨ないし加害者との私的関係に起因している場合等、単に条件関係があるにすぎない場合もあるので、この点についても検討を加える必要がある。

これらの災害は対人関係から生ずる性質上、公務上の原因も時間的経過によっては、私怨に転化していくこともあることから、加害行為が公務上の事実から時間的にかけ離れている場合には、原因はむしろ私怨にあるとされる場合が多い。

また、被災職員が勤務公署内にあるとき、又は公務に就いているときに加害行為を受けた場合は、勤務公

署外等での被災に比べ、公務との関連性が強いと考えられる。さらに、加害者も同時に負傷している場合には、被災職員自身も加害者になっている場合が多く、これは、いわば「喧嘩」と解され、災害の原因が既に私怨に発展していることが多いので、発端は公務との関連があったとしても公務との相当因果関係は既に失われているとみられるのが通常である。なお、これに類するものとして、被災職員がその職務上の限度を超えて相手方を刺激し、又は挑発したような事情がある場合は、恣意的に自ら被害の危険を招いたものとして公務との相当因果関係は認められないこととなる。

第15節 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した災害

[目次へ戻る](#)

公務上の傷病の療養中に生じた災害については、一般に、公務と関連のない災害であるが、当初の公務上の傷病と、その療養中に公務によらない災害によって加重し、又は増悪した傷病（死亡した場合を含む。）との間に相当因果関係が認められる場合には、公務起因性が認められることとなる。

具体的な例としては、例えば、次のようなものがある。

- ・ 公務上の災害で右腓骨を不完全骨折し、松葉づえを使用して階段を降りるとき、松葉杖が滑ったため転倒し、コンクリート階段の角で当初の受傷と同一部位の右下腿を強打したため、当初の骨折を完全骨折した場合は、当初の不完全骨折がなければ転倒打撲を受けて再骨折することはなかったはずであり、当該再骨折は、当初の負傷と相当因果関係があると認められるものである。
- ・ 公務上の災害で脊髄損傷し、病院に入院療養中に病院の機能訓練計画に基づき、訓練士等が付き添い、手動式自転車に乗車して野外集団訓練に参加中、対向車が運転を誤り、手動式自転車を引っ掛け転倒させられたため負傷した場合は、治療の一環として野外集団訓練に参加中の災害であり、当初の負傷と相当因果関係があると認められるものである。
- ・ 公務上の災害で大腿骨骨折等の負傷を受け、治療により骨折部はほぼ完全にゆ合したが、なおマッサージを受けている状態において、たまたま見舞いに来た友人のモーターバイクに乗って運転中転倒し、再度大腿骨を骨折した場合は、モーターバイクに乗った行為が恣意的行為と認められるので、当初の負傷と相当因果関係を認める余地はない。

第16節 その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな災害

[目次へ戻る](#)

① 天災地変等の自然現象による災害

天災地変、すなわち、暴風雨、水害、地震、土砂崩れ、雪害、落雷、噴火等の自然現象による災害は、原則として、公務上の災害とは認められない。

これは、天災地変等それ自体は、公務とは無関係な自然現象であり、一般的には、公務に通常伴う危険、あるいは公務に内在する危険が現実化したものというよりも、公務に従事していると否とにかかわらず、不可抗力により発生するものであるため、その責任を任命権者に負わせることは適当でないと考えられたためであり、公務遂行中に発生したものであっても、公務起因性は認められない。

しかしながら、天災地変等の自然現象により生じた災害であっても、職員の従事していた業務の内容や性質、作業条件や作業環境、あるいは勤務場所の施設の状況などからみて、天災地変等に際して災害を被りやすい状況にある場合は、天災地変等に際して生じた災害の危険も、公務に伴う危険又は任命権者の支配管理下にあることに伴う危険としての性質を帯びてくる。

したがって、天災地変等に際して生じた災害であっても、同時に、天災地変等による災害を被りやすい公務上の事情があつて、かつ、その事情とあいまって発生したものと認められる場合には、公務に通常伴う危険、あるいは公務に内在する危険が現実化して発生したものとして公務起因性を認めることができる。このような場合に該当する例としては、例えば、

- ・ 警察、消防、災害応急対策従事職員等のように天災地変等に伴う災害による被害の防御、あるいはそれを軽減する業務に従事している場合において、二次災害に遭ったときのように事故発生の危険が著しく高い職務に従事している場合
- ・ 天災地変等の非常災害時において勤務場所又はその附属施設（公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舎を含む。）を防護する行為を行っている場合
- ・ 天災地変による罹災地へ、その罹災地以外の地域から出張した場合等がある。

なお、天災地変等のうち、落雷による災害については、他の天災地変とは若干異なり、その性質上、被災の危険性が必ずしも事前に予見されない場合が少なくない。

すなわち、雷鳴中の平坦地における高所作業や野外作業等のように、常識的に落雷の危険を予見することのできる場合と、落雷という事実によって結果的に落雷の危険があったことを確認することのできる場合とがある。いずれの場合も、落雷による被災という事実があった以上、落雷による被災の危険があったことに変わりはないから、その危険が予見できるものであったかどうかは、危険の有無と関係ないといえる。

したがって、落雷による被災については、結局、落雷による被災という事実があり、かつ、公務遂行性が確認された場合には、他に被災職員自身がことさら落雷の危険を招くようなことをしたという事情でもない限り、その災害は、落雷の危険がある公務上の事情のもとにあったことに起因するものと推測できる。

つまり、公務遂行性がある場合の落雷による被災については、反証(自ら積極的に落雷の危険を招いたこと等)がなく、かつ、落雷による被災の経過が経験則上説明できる限り、公務起因性が認められることとなる。

しかしながら、天災地変に際して災害を被る危険性の高い公務上の事情があっても、天災地変の規模が特に大きい場合には、公務起因性が問題とならないことがある。

すなわち、そのような場合には、危険な公務上の事情がなかったとしても同じように天災地変によって被災したであろうと認められることがあるからである。極端な例ではあるが、関東大震災のような大地震の場合には、勤務場所の倒壊によって圧死したとしても、施設が脆弱であったかどうかというようなことを論ずるのは無意味に近く、そのような施設上の危険の有無を超えて、一般的に被災の危険にさらされていたとみるのが相当であるから、公務起因性は認められない。

② 偶発的事故による災害

公務遂行中における災害については、一般的には、私的行為、恣意的行為等の公務とは関係ない行為を行っている際に発生した災害を除いては、公務起因性が認められる場合が多い。

しかし、公務遂行中の災害であっても、被災の原因が偶発的事故によって生じた災害については、公務起因性は認められない。これは、偶発的事故による災害は、予測することが不可能であり、天災地変等による災害と同様に不可抗力によるものと考えられ、公務に従事していると否とにかかわらず発生するものであるため、その責任を任命権者に負わせることは適当でなく、また、公務に通常内在する危険の現実化したものとは認められないことによるためである。およそ災害は、大なり小なり偶発的に惹き起こされるものであるが、公務上の災害として認められるためには、勤務していなければそのような災害を被らなかつたらうと認められ、かつ、勤務すればそのような災害を被るであろうと認められる場合であり、いわば、経験則上、公務に関連して通常起こり得ると客観的に認められる場合をいうものである。

しかし、ここでいう「偶発的」な災害とは、被災職員が公務を行うに際して内在する危険が現実化したことより発生したのではなく、客観的にみて、公務とは無関係な危険から生じた災害を意味するものであり、経験則上、公務に関連して通常起こり得ることが考えられず、公務にこのような危険性が内在していると、一般的に予測し得ないものについて、公務とこれによって生じた災害との相当因果関係を証明することが困難であるものをいうものである。

偶発的な事故による災害の具体例としては、例えば、どこからともなく飛来した流れ弾に当たったことにより負傷した場合、飛行機の部品が落下して負傷した場合、近隣の工場における爆発事故により負傷した場合、自動車が勤務場所に飛び込んできて負傷した場合等がある。

このような災害は、一般的には公務との相当因果関係は認められず、したがって、公務中に生じたものであっても公務起因性が認められないのが通常であるが、場合によっては、公務に通常伴う危険が現実化したものとみるべき事例もあるものと考えられる。例えば、隣接する工場における爆発事故により負傷した場合についてみれば、その工場の爆発による被災の危険も職員が自己の公務に就いていることに伴う危険としての性質を帯び、そのような危険が現実化して災害を受けたものとして認められれば、その災害は、公務に伴う危険が現実化したものと考えられる。

しかしながら、一般的には公務によらない危険から生じたものと考えられる災害が、どういう事情がある場合に、同時に公務に伴う危険が現実化して生じたものとしての性質をもつか、その一般的な判断基準を設けることは、困難である。したがって、個々の具体的な事例に即して、公務起因性を判断する必要がある。

③ 原因不明の災害

原因不明の災害とは、死亡事案に時折みられるが、災害の発生原因について、明確な、あるいは直接の証拠がない場合の災害である。

具体的な事例としては、例えば、

- ・ 船員が船上を清掃しているうちに行方不明になり、その後、水死体となって発見されたが、死亡に至る経緯がわからない場合
- ・ 教師がスキー部を引率して合宿指導中、終了時間になっても集合場所に集まらない生徒を探しに行きそのまま行方不明になった場合
- ・ 海外出張中、航空機が墜落し、行方不明になった場合等がある。

このような場合には、間接的な事実関係に基づき、経験則上最も合理的な説明のできる推論をとって、公務起因性の有無を推定することとなるが、公務遂行性が推定される場合は、経験則に反しない限り、公務起因性があると推定するのが合理的であると考えられる。

しかし、公務遂行性が明らかでなく、公務起因性の有無がいずれにも推論される場合には、公務起因性は認められない。

なお、死亡については、次のような特別な取扱いによって法律関係が処理される場合がある。

・ 失踪宣告

住所を去って帰来しない不在者の生死が7年間不明である場合(普通失踪)及び戦地にいた者、沈没した船舶中にいた者、その他死亡の原因となり得る危難にあった者の生死が1年間不明である場合(特別失踪)には利害関係人の申請により、家庭裁判所は6ヵ月以上の公示催告をしたうえで「失踪宣告」をすることができる(民法第30条)。

この失踪宣告があった場合には、その失踪者は、普通失踪は失踪期間(7年間)の満了の日の午後12時に、特別失踪は危難の去ったときに、それぞれ死亡したものとみなされる(同法第31条)。

・ 死亡の推定

船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明'となった際、現にその船舶に乗っていた職員若しくは船舶に乗っていてその船舶の航行中に行方不明となった職員の生死が3箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、地方公務員災害補償法による遺族補償及び葬祭補償の支給については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となった日又は職員が行方不明となった日に、当該職員は、死亡したものと推定され

る。航空機が墜落し、滅失し若しくは行方不明となった際、現にその航空機に乗っていた職員若しくは航空機に乗っていてその航空機の航行中に行方不明となった職員の生死が3箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、その航空機が墜落し、滅失し若しくは行方不明となった日又は職員が行方不明となった日に、当該職員は、死亡したものと推定される(地方公務員災害補償法第43条)。

- 死亡の認定(「認定死亡」)

天災地変等によって死亡したことが明らかである者について死体の確認ができない場合には、所轄行政庁がその調査により死亡を認定し、これを市町村長に報告することによって、死亡の取扱いがなされる(戸籍法第89条、第15条)。

なお、これらの場合は、その職員の生死若しくは行方が不明となったとき又は死亡したと認められるときに公務遂行性が確認され、又は推定される場合は、公務起因性について反証がない限り、その死亡は公務上と推認する。

第4章 公務上の疾病

[目次2へ戻る](#)

災害補償制度上、疾病は負傷と相対する概念としてとらえられているが、疾病の定義については明らかにはされていない。したがって、その定義付けは一般医学常識によることとなる。

公務上の疾病とは、公務に起因して発症した疾病をいい、その発症の形態は、公務に内在する危険としての有害因子が職員に接触し、又は浸入したこと等により疾病発生の原因が形成され、その危険が具体化したものが発症である。

公務上の疾病には、公務に起因して新たに発症した場合の疾病はもちろん、既存の疾病を著しく増悪させた場合やこれらの疾病から続発した疾病も含まれ、認定技術上、その発症状態から公務上の負傷に起因する疾病、職業病及びその他公務に起因することが明らかな疾病の三つに大別される。

公務上の負傷に起因する疾病の公務上外の判断は比較的容易であるが、それ以外の疾病の場合は、それが公務に起因して発生したものであるかどうか、その判断は負傷の場合に比べて難しい。

そこで、その判断をめぐって起こる問題に対処するため、医学経験則上公務と相当因果関係が明らかな疾病を職業病として明示し、その疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度がその疾病を発症させる原因となるのに足るものであり、かつ、その疾病が医学経験則上その原因によって生じる疾病に特有の症状を呈した場合は、特に反証がない限り、公務上のものとする取扱いがなされている。

しかし、この職業病として処理し得る疾病の生じるケースは特定の業務に従事したため、特定の疾患に罹患した職員に限られており、その他の疾病は個々に「公務に起因することが明らかな疾病」であるかどうかを判断することとなる。

第1節 公務上の負傷に起因する疾病

公務上の負傷に起因する疾病は、公務上の負傷と相当因果関係をもって発生した疾病をいうものであり、公務上の負傷によって直接発生する疾病（例えば、外傷性助膜炎）のほか、その疾病が原因となって続発する疾病（例えば、外傷性敗血症から発症した脳膜炎）も含まれる。また、既往の私的疾病を公務上の負傷により著しく増悪させた場合もこの基準により取り扱われる。なお、負傷に引き続く疾病が公務上となるためには、公務上の負傷に起因して、その疾病の発症の時期が著しく早められ、又は著しく増悪させたことが医学的に証明されることが必要である。

公務上の負傷に起因する疾病は、公務上のものとし、これに該当する疾病は次に掲げるものであるが、その認定に当たっては、医学的意見を基に、その疾病が公務上の負傷と相当因果関係をもって発症したものであるか否かを判断する必要がある。

- ① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
- ② 負傷した当時、疾病の素因があったが、発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
- ③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発生する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
- ④ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合

第2節 職業病

[目次2へ戻る](#)

職業病とは、業務に内在する有害因子の長期にわたるばく露を受けることによって生ずる特定の疾病であり、有害因子のばく露を受ける業務とこれに起因して生ずる疾病との間に、医学的な因果関係があることが確立されているものである。

このような疾病で、次の要件をすべて満たしているものは、認定技術上、職業病として位置付け、それが業務以外の原因によって生じたものであること等の立証（反証）がなされない限り、業務に起因して生じたものとして取り扱われる。

- ・ 職員が「公務上の災害の認定基準について」記の2の（2）に掲げられている有害因子を有する業務に従事したこと。
- ・ 職員が業務上の事由により発症原因とするに足りるだけの有害因子にばく露されていること。
- ・ 職員に発症した疾病が、ばく露した有害因子により発症する疾病の症状・徴候を示し、かつ、ばく露の時期と発症の時期との間及び症状の経過について医学上矛盾がないこと。

なお、「公務上の災害の認定基準について」記の2の（2）に掲げられている業務は、次のとおりである。

ア 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (ア) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部又は皮膚疾患
- (イ) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患
- (ウ) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
- (エ) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
- (オ) 電離放射線にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害
なお、電離放射線とは、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエックス線をいう。

また、認定に当たっての基準は、「放射線障害の公務災害の認定について」及び「放射線障害の公務災害の認定について」の実施について」を参照のこと

- (カ) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
- (キ) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
- (ク) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
なお、熱中症には日射病及び熱射病を含む
- (ケ) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
- (コ) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
- (サ) 著しい騒音を発生する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
- (シ) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死

イ 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (ア) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
- (イ) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度に負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度に負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
なお、認定に当たっての基準は第2章第4節の1腰痛の「災害性の原因によらない腰痛」を参照のこと

(ウ) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

(エ) せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群

なお、認定に当たっての基準は、「上肢作業に基づく疾病の取扱いについて」及び『「上肢作業に基づく疾病の取扱いについて」の実施について』を参照のこと

ウ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (ア) 別添の別表の左の欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物にさらされる業務に従事したため生じた疾病であって、同欄に掲げる単体たる化学物質又は化合物に応じ、それぞれ同表の右の欄に掲げる症状又は障害を主たる症状又は障害とするもの
- (イ) ふっ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気管粘膜の炎症等の呼吸器疾患
- (ウ) すず、鉍物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患
- (エ) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- (オ) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
- (カ) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
- (キ) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症

エ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又はじん肺の合併症

なお、じん肺の合併症とは、じん肺と合併した肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症及び続発性気胸をいうものである。

オ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (ア) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
- (イ) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
- (ウ) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
- (エ) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病

カ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

- (ア) ベンジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (イ) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (ウ) 4-アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (エ) 4-ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
- (オ) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺癌
- (カ) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺癌
- (キ) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺癌又は中皮腫
- (ク) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- (ケ) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉腫
- (コ) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺癌、皮膚癌、骨肉腫又は甲状腺癌
- (サ) すず、鉍物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚癌

なお、上記ア、イ、ウ、オ及びカの「これらに付随する疾病」とは、それぞれア、イ、ウ、オ及びカに例示する疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該例示する疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいう。

また、上記イの「これらに付随する疾病」には、同イの（ウ）手指、前腕等の運動器障害に付随して起こる粘液のうの疾患が含まれる。

別表（ウの（ア）関係）

単体たる化学物質及び化合物		症状又は障害
無機の酸及びアルカリ	アンモニア	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	塩酸(塩化水素を含む。)	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しょく
	硝酸	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しょく
	水酸化カリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	水酸化ナトリウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	水酸化リチウム	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ふっ化水素酸(ふっ化水素含む。以下同じ。)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	硫酸	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しょく
金属（セレン及びヒ素を含む。）及びその化合物	亜鉛等の金属ヒューム	金属熱
	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ。)	四肢末端若しくは口囲の知覚障害、視野障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害
	アンチモン及びその化合物	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害、心障害又は胃腸障害
	カドミウム及びその化合物	気道障害、肺気腫、腎障害又は骨軟化
	クロム及びその化合物	皮膚障害、気道障害、鼻中隔せん孔又は嗅覚障害
	四アルキル鉛化合物	中枢神経性急性刺激症状又はせん妄、幻覚等の精神障害
	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を除く。)	中枢神経性急性刺激症、振せん、歩行障害等の神経障害、焦燥感、記憶減退、不眠等の精神障害、口こう粘膜障害又は腎障害
	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く。)	皮膚障害(爪床炎を含む。)、前眼部障害、気道障害又は肝障害
	セレン化水素	中枢神経性急性刺激症状、前眼部障害又は気道障害
	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く。)	中枢神経性急性刺激症状、造血器障害、末しょう神経障害又は疝痛、便秘等の胃腸障害
	ニッケルカルボニル	中枢神経性急性刺激症状又は気道障害
	パナジウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ひ化水素	血色素尿、黄だん又は溶血性貧血
	ひ素及びその化合物(ひ化水素を除く。)	皮膚障害、気道障害、鼻中隔せん孔、末しょう神経障害又は肝障害
	プチルすず	皮膚障害又は肝障害
	ベリリウム及びその化合物	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肺肉芽腫
	マンガン及びその化合物	中枢神経性急性刺激症状又は言語障害、歩行障害、振せん等の中枢性神経症候群
ハロゲン及びその無機化合物	塩素	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は歯が酸しょく
	臭素	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
	ふっ素及びその無機化合物(ふっ化水素酸を除く。)	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は骨硬化
	沃素	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害

りん、いおう、酸素、窒素及び炭素並びにこれらの無機化合物	一酸化炭素	中枢神経性急性刺激症状又はこん睡、記憶減退、性格変化、失見当識、幻覚、意識障害、せん妄、運動失調、視力障害、色視野障害、前庭機能障害等の精神神経障害	
	黄りん	歯痛、皮膚障害、肝障害又は顎骨え死	
	カルシウムシアナミド	皮膚障害、前眼部障害、上気道障害又は血管運動神経障害	
	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	中枢神経性急性刺激症状、呼吸困難、呼吸停止、意識喪失又は全身けいれん	
	二酸化硫黄	前眼部障害又は気道障害	
	二酸化窒素	前眼部障害又は気道障害	
	二硫化炭素	意識混濁、せん妄、そううつ等の精神障害、多発性末しょう神経障害又は網膜変化を伴う脳血管障害若しくは腎障害	
	ヒドラジン	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害又は上気道障害	
	ホスゲン	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
	ホスフィン	中枢神経性急性刺激症状又は気道障害	
硫化水素	中枢神経性急性刺激症状、前眼部障害、気道障害又は呼吸麻痺		
脂肪族化合物	脂肪族炭化水素及びそのハロゲン化合物	塩化ビニル	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、麻酔、レイノー現象、指端骨溶解又は門脈圧亢進
		塩化メチル	中枢神経性急性刺激症状、中枢神経系抑制、視力障害、言語障害、協同運動失調等の神経障害又は肝障害
		クロロブレン	中枢神経系抑制、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		クロロホルム	中枢神経性急性刺激症状、麻酔又は肝障害
		四塩化炭素	中枢神経性急性刺激症状、麻酔又は肝障害
		1・2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	中枢神経性急性刺激症状、麻酔、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		1・2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）	中枢神経性急性刺激症状又は麻酔
		ジクロロメタン	中枢神経性急性刺激症状、中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
		臭化エチル	中枢神経系抑制又は気道障害
		臭化メチル	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、気道障害、視力障害、言語障害、協同運動失調、振せん等の神経障害又は性格変化、せん妄、幻覚等の精神障害
		1・1・2・2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	中枢神経性急性刺激症状、中枢神経系抑制又は肝障害
		テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）	中枢神経性急性刺激症状、中枢神経系抑制、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		1・1・1-トリクロロエタン	中枢神経性急性刺激症状、中枢神経系抑制又は協同運動失調
		1・1・2-トリクロロエタン	中枢神経性急性刺激症状、前眼部障害又は気道障害
		トリクロロエチレン	中枢神経性急性刺激症状、麻酔、前眼部障害、気道障害、視神経障害、三叉神経障害、多発性末しょう神経障害又は肝障害
ノルマルヘキサン	多発性末しょう神経障害		

		沃化メチル	中枢神経性急性刺激症状、視力障害、言語障害、協同運動失調等の神経障害 又はせん妄、そう状態等の精神障害
アルコール 、エーテル 、アルデヒ ド、ケトン 及びエステ ル		アクロレイン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		アセトン	中枢神経性急性刺激症状又は中枢神経系抑制
		イソペンチルアルコール（別名イ ソアミルアルコール）	麻酔、前眼部障害又は上気道障害
		エチルエーテル	中枢神経性急性刺激症状又は麻酔
		エチレンクロロヒドリン	中枢神経性急性刺激症状、前眼部障害、気道障害、肝障害又は腎障害
		エチレングリコールモノメチルエー テル(別名メチルセロソルブ)	中枢神経性急性刺激症状、造血器障害、振せん、歩行失調、肝障害又は腎障 害
		酢酸アミル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
		酢酸エチル	前眼部障害又は気道障害
		酢酸ブチル	前眼部障害又は気道障害
		酢酸プロピル	中枢神経系抑制、前眼部障害又は気道障害
		酢酸メチル	中枢神経系抑制、視神経障害又は気道障害
		ニトログリコール	中枢神経性急性刺激症状、狭心症様発作又は血管運動神経障害
		ニトログリセリン	中枢神経性急性刺激症状又は血管運動神経障害
		ホルムアルデヒド	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		メチルアルコール	中枢神経性急性刺激症状、中枢神経系抑制、視神経障害、前眼部障害又は気 道障害
		メチルブチルケトン	中枢神経性急性刺激症状又は未しょう神経障害
		硫酸ジメチル	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
その他の脂 肪族化合物		アクリルアミド	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、協同運動失調又は多発性未しょう神経 障害
		アクリロニトリル	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害又は上気道障害
		エチレンイミン	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は腎障害
		エチレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
		エピクロロヒドリン	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は肝障害
		酸化エチレン	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、麻酔、前眼部障害、気道障害、造血器 障害又は多発性未しょう神経障害
		ジメチルホルムアミド	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害、気道障害、肝障害又は胃 腸障害
		無水マイレン酸	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
脂環式化合物		シクロヘキサノール	前眼部障害又は上気道障害
		シクロヘキサノン	前眼部障害又は上気道障害
芳香族	ベンゼン及	キシレン	中枢神経性急性刺激症状又は中枢神経系抑制

化合物	びその同族体	スチレン	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害、視覚障害、上気道障害又は多発性末しょう神経障害
		トルエン	中枢神経性急性刺激症状又は中枢神経系抑制
		ベンゼン	中枢神経性急性刺激症状、麻酔又は再生不良性貧血等の造血器障害
芳香族炭化水素のハロゲン化合物	塩素化ナフタリン	皮膚障害又は肝障害	
	塩素化ビフェニル(別名PCB)	皮膚障害又は肝障害	
芳香族化合物のニトロ又はアミノ誘導体	ベンゼンの塩化物	前眼部障害、上気道障害又は肝障害	
	アニリン	中枢神経性急性刺激症状、貧血又はメトヘモグロビン血	
	クロルジニトロベンゼン	皮膚障害、貧血又はメトヘモグロビン血	
	ジニトロフェノール	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、代謝異常亢進、肝障害又は腎障害	
	ジニトロベンゼン	貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害	
	ジメチルアニリン	中枢神経系抑制、貧血又はメトヘモグロビン血	
	トリニトロトルエン(別名TNT)	皮膚障害、溶血性貧血、再生不良性貧血等の造血器障害又は肝障害	
	2・4・6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
	トルイジン	貧血又はメトヘモグロビン血	
	パラニトロアニリン	中枢神経性急性刺激症状、貧血、メトヘモグロビン血又は肝障害	
	パラニトロクロルベンゼン	貧血又はメトヘモグロビン血	
	ニトロベンゼン	中枢神経性急性刺激症状、貧血又はメトヘモグロビン血	
	パラフェニレンジアミン	皮膚障害、前眼部障害又は上気道障害	
	フェネチジン	皮膚障害、貧血又はメトヘモグロビン血	
	その他の芳香族化合物	クレゾール	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
トリレンジイソシアネート(別名TDI)		皮膚障害、前眼部障害、気道障害又はぜん息	
フェノール(別名石炭酸)		中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
オルトフタロジニトリル		中枢神経性急性刺激症状又は意識喪失を伴う全身けいれん	
ペンゾトリクロリド		皮膚障害又は気道障害	
無水フタル酸		皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	
メレンジフェニルジイソシアネート(別名MDI)		皮膚障害、前眼部障害、上気道障害又はぜん息	
りん酸トリーオルトクレジル		多発性末しょう神経障害	
レゾルシン		皮膚障害、前眼部障害又は上気道障害	
複素環式化合物	1・4-ジオキサソ	中枢神経性急性刺激症状、前眼部障害又は気道障害	
	テトラヒドロフラン	中枢神経性急性刺激症状又は皮膚障害	
	ピリジン	中枢神経性急性刺激症状、皮膚障害、前眼部障害又は気道障害	

<p>農薬その他の薬剤の有効成分</p>	<p>有機りん化合物</p> <p>ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル(別名EDDP)</p> <p>ジチオリン酸O・O-ジエチル=S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン)</p> <p>チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル-6-ピリミジニル(別名ダイアジノン)</p> <p>チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタ-トリル(別名MEP)</p> <p>チオリン酸S-ベンジル=O・O-ジイソプロピル(別名IBP)</p> <p>フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル(別名EPN)</p> <p>りん酸2・2-ジクロロビニル=ジメチル(別名DDVP)</p> <p>りん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル(別名プロパホス)</p>	<p>中枢神経性急性刺激症状、意識混濁、言語障害等の精神神経障害、筋のせんい性れん縮、けいれん等の運動神経障害又は縮瞳、流ぜん、発汗等の自律神経障害</p>
<p>カーバメート系化合物</p>	<p>メチルカルバミド酸オルト-セコンダリーブチルエニル(別名BPMC)</p> <p>メチルカルバミド酸メタ-トリル(別名MTMC)N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイミド酸S-メチル(別名メソミル)</p>	<p>中枢神経性急性刺激症状、意識混濁、言語障害等の精神神経障害、筋のせんい性れん縮、けいれん等の運動神経障害又は縮瞳、流ぜん、発汗等の自律神経障害</p>
<p>ジチオカーバメート系化合物</p>	<p>エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)</p> <p>エチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ)</p>	<p>皮膚障害</p>
<p>2・4-ジクロロフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル(別名NIP)</p>		<p>前眼部障害</p>

N-(1・1・2・2-テトラクロロエチルチオ)-4-シクロヘキセン-1・2ジカルボキシミド(別名ダイホルタン)	皮膚障害又は前眼部障害
トリクロロニトロメタン(別名クロルピタリン)	皮膚障害、前眼部障害又は気道障害
二塩化1・1-ジメチル-4・4-ビビリジニウム(別名パラコート)	皮膚障害又は前眼部障害
パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロロフェニル=エーテル(別名CNP)	前眼部障害
ブラストサイジンS	前眼部障害、気道障害又は嘔吐、下痢等の消化器障害
6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-1・5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド(別名ベンゾエピン)	中枢神経性急性刺激症状又は失見当識、意識喪失、けいれん等の精神神経障害
ペンタクロロフェノール (別名PCP)	皮膚障害、前眼部障害、気道障害又は代謝異常亢進
モノフルオル酢酸ナトリウム	中枢神経性急性刺激症状、不整脈、血圧降下等の循環障害、意識混濁、言語障害等の精神神経障害又は強直性若しくは間代性筋けいれん
硫酸ニコチン	中枢神経性急性刺激症状、流せん、呼吸困難、意識混濁、筋のせんい性れん縮又はけいれん

備考

- 1 金属及びその化合物には、合金を含む。
- 2 「中枢神経性急性刺激症状」とは、主として急性症状としての疾病の初期に現われる頭重、頭痛、悪心、嘔吐、倦怠感、めまい等の自覚症状をいう。

第3節 公務に起因することが明らかな疾病

[目次2へ戻る](#)

公務上の負傷に起因する疾病及び職業病以外の疾病であっても、それが公務に起因することが明らかに認められる場合には公務上の疾病とされる。

職業病については、認定技術上、既に公務と疾病との相当因果関係が立証されたものとして定められており、一定の要件を満たせば、公務との因果関係を個別に立証する必要はなく、また、公務上の負傷に起因する疾病についても、公務とその疾病の発症の原因となった負傷との相当因果関係が立証されたことが前提となっているので、原則として、公務とその疾病との因果関係を改めて立証する必要はない。

しかしながら、これら以外の疾病の場合には、その疾病が公務に起因して発症し、又は増悪したものであることが積極的に証明されなければならない。すなわち、その疾病の発症の外的要因として公務が強力に作用したという事実、あるいはその疾病を発症させ、又は増悪させるに足るだけの公務過重や異常なできごとなどが認められなければならない。

1 認定の要件

公務に起因して発症したことが明らかな疾病として認定基準に示されているものは、次に掲げる疾病であるが、認定に当たっては、素因、基礎疾病等の有無及びその程度、私生活の状況等について確認するとともに、その疾病が公務に起因して発症したものであることが医学的に証明されることが必要である。

ア 伝染病又は風土病に罹患する恐れのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病

イ 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病

ウ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病

エ 次に掲げる場合に発生した疾病で、勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生したもの

（ア） 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき

（イ） 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合

（ウ） 休憩時間又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合

オ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病

カ 所属部局の提供する飲食物による食中毒

キ 前記第2節職業病のアに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病

ク 前記第2節職業病のイに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病

ケ 前記第2節職業病のウに掲げるもののほか、化学物資等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病

コ 前記第2節職業病のオに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病

サ 前記第2節職業病のカに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病及びこれに付随する疾病

シ アからサまでに掲げるもののほか、公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病

これらのうち、アからエまで及びカについては、任命権者の支配管理の下に発生した疾病であり、キから

サマデについては、職業病ではないが、その疾病の発生原因となる有害因子等にさらされる業務に従事したために発生したことが明らかな疾病である。また、オについては、職務の遂行に伴い第三者から加えられた行為によって発生した疾病であり、これらはいずれも、公務と相当因果関係をもって発症したことが明らかであるので、公務上の疾病とされているものである。

シに該当する疾病の事例としては、脳疾患や心臓疾患等が比較的多い。例えば、脳出血の場合は、発症時における公務が被災職員の肉体的、精神的負荷を短時間に急激にもたらしたと認められ、かつ、被災職員の素因・基礎疾患を著しく増悪させたと認められる場合、あるいは発症前の相当期間に通常の勤務と異なった特別の勤務を行い、それが客観的にみて過重性があると認められ、かつ、被災職員の素因・基礎疾患を著しく増悪させたと認められる場合は、公務上の災害とされる。

一般に、単独で発症した疾病は、負傷に伴う疾病に比べ、発症を誘発した刺激の大きさがとらえにくいことに加え、本来、素因・基礎疾患がなければ発症せず、また、日常生活や健康管理の状況等によっても増悪する私病である。したがって、その認定は、特に慎重に行う必要があり、公務上とされるためには、発症前における心身に与えた有害因子の強さ、あるいは公務過重性が顕著に認められなければならない。

なお、キからサにおける「これに付随する疾病」とは、それぞれキからサに掲げる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病に引き続いて発生した続発性の疾病その他当該業務に従事したため生じたことの明らかな疾病との間に相当因果関係が認められる疾病をいうものである。

また、キには、① 暑熱な場所における業務に従事したために生じた心臓肥大 ② 寒冷な場所における業務に従事したため生じた関節炎、腎炎 ③ 坑内その他暗所における業務に従事したために生じた眼球震とう症等が、ケには、超硬合金の粉塵を飛散する場所における業務に従事したために生じた気管支、肺の疾患等がそれぞれ含まれる。

第4節 認定の実際

[目次2へ戻る](#)

I 腰痛

1 基本的な考え方

腰痛は、職場で公務を遂行しているときでも、家庭で日常生活を営んでいるときでもその場所や時刻にかかわらずに発症する。人間の8割程度はその生涯において大なり小なり一度は腰痛を経験するときにいわれるくらい多い疾病である。これは、人間が、人体の骨盤の上にある脊柱（頸椎骨、胸椎骨、腰椎骨、尾骨）で上半身を支え、しかも、腰部は常に屈折、伸展、回旋等の運動を行って体重の負荷を受けているためであり、人間の宿命的な疾病であるとさえいわれている。

一般に、腰痛とは、腰部及び背部の痛み、すなわち、腰背部痛をいい、その発症の原因は種々であるが、腰部に動的又は静的に過度の負担を加える労働態様や疲労を蓄積させる勤務条件等種々の外的要因が競合することに加えて、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量等の個体的要因も発症に影響を及ぼすため、公務起因性の判断が難しい疾病の一つである。

なお、腰痛の発生しやすい作業としては、重量物を取り扱う作業、軽重不動の物を中腰等不自然な姿勢で取り扱う作業、毎日数時間にわたって引き続いて同様な不自然な姿勢で行う作業などが考えられる。

腰痛には、公務遂行中の転落や転倒等の負傷に起因する腰痛、重量物の取扱い作業その他腰部に過度の負担がかかる作業に長時間従事する間に徐々に発症してくる腰痛等があるが、認定基準では、その発症原因等によって、災害性の原因による腰痛（災害性の腰痛）、災害性の原因によらない腰痛（非災害性の腰痛）及びその他公務に起因することが明らかな腰痛に分類している。

2 災害性の原因による腰痛

- (1) 公務上の負傷（急激な力の作用による内部組織の損傷を含む。以下同じ。）に起因して発症した腰痛で、次に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、医学上療養を必要とするものについては、認定基準上、公務上の負傷に起因する疾病として取り扱われている。

なお、ここでいう災害性の原因には、一般にいう負傷のほか、突発的なできごとで内部組織の損傷（腰部の筋、筋膜、靭帯等の軟部組織の断裂や肉離れ等の損傷）を引き起こし得る程度の急激な腰部への外力の作用が公務遂行中に生じた場合も含まれる。

① 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること。

② 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往歴を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めに足りるものであること。

なお、相当の重量物であっても、日常生活の動作において、通常取り扱う程度の重量物を通常の作業姿勢で取り扱ったことにより発症した腰痛は災害性の原因による腰痛とは認められない。

災害性の原因により腰痛を発症する例としては、例えば、次のようなものがある。

- ・ 重量物の運搬中に転倒した場合、あるいは重量物を2人がかりで運搬中に1人が誤って荷を落とした場合等事故的な事由により瞬時に相当な重量が腰部に負荷された場合
- ・ 事故的な事由は認められないが、重量物の取扱いに当たって、それが予想に反して著しく重く、あるいは軽かったりした場合や不適當な姿勢をとったために重量物の重量が腰部に異常に作用した場合

- (2) (1)の①のうち、「腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じたと明らかに認められるものであること」を認定の要件としたのは、腰部は常に体重の負荷をうけながら屈曲、伸展、回旋等の運動をしているが、公務遂行に際して何らかの原因で腰部にこれらの通常の動作とは異なる内的な力が作用して、いわゆる「ぎっくり腰」等の腰痛が発症する場合があるので、前記の事例に該当するような災害性の原因が認められた場合に発症した腰痛を公務上の疾病として取り扱うこととしたことによるものである。

なお、「ぎっくり腰」等の腰痛は、一般的には暫時軽快するものであるが、ときには発症直後に椎間板ヘルニアを発症する場合や、あるいは症状の動揺を伴いながら後になって椎間板ヘルニアの症状が顕著化することもあるので、椎間板ヘルニアを伴う腰痛についても災害性の原因による腰痛として公務上の災害として取り扱う場合もあることに留意する必要がある。

- (3) (1)の②を認定の要件としたのは、腰痛の既往症又は基礎疾患（例えば、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等）を有しているものの、腰痛そのものは消退又は軽快している状態にある職員が、公務遂行中に生じた災害性の原因により再び腰痛を発症し、又は増悪させ、療養を要すると認められることもあるので、これらの腰痛についても公務上の疾病として取り扱うこととしたことによるものである。

3 災害性の原因によらない腰痛

災害性の原因によらない腰痛については、認定技術上、次のように分類して取り扱うこととしている。

- (1) 腰部に過度の負担がかかる業務に比較的短期間（概ね3カ月～数年以内の期間をいう。）に従事する職員に発症した腰痛

① この腰痛を発症すると思われる主な業務は次に掲げる業務等であり、その業務に従事した職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、その業務に従事して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、認定基準における職業病の「重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛」として取り扱うこととしている。

ア 重量物（概ね20kg以上のものをいう。）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務

イ 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務

ウ 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長時間にわたり持続して行う業務

エ 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務

② 腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する職員に発症した腰痛の発症の機序は、主として筋、筋膜、靭帯等の軟部組織の労作の不均衡による疲労現象から起こるものと考えられている。したがって、疲労の段階で早期に適切な処置（体操、スポーツ、休養等）を行えば容易に回復するものであるが、労作の不均衡の改善が妨げられる要因があれば、療養を必要とする状態となることもあるので、これらの腰痛を公務上の疾病として取り扱うこととしたものである。なお、このような腰痛は、腰部に負担のかかる業務に数年以上従事した後に発症することもある。

(2) 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当期間（概ね10年以上）にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛

① この場合の、「重量物を取り扱う業務」とは、概ね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務又は概ね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務をいう。

② また、「腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務」とは、アに示した業務と同程度以上腰部に負担のかかる業務をいう。

③ ア又はイに該当する用務に長年にわたって従事した職員に発症した腰痛については、胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもので、その職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、その業務に起因して発症したものと認められ、かつ、医学上療養を必要とするものは、認定基準における職業病の「重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛」として取り扱うこととしている。

④ エックス線上の骨変化が認められるものとしては、変形性脊椎症、骨粗鬆症、腰椎分離症、すべり症等がある。この場合、変形性脊椎症は一般的な加齢による退行性変性としてみられるものが多く、骨粗鬆症は骨の代謝障害によるものであるため腰痛の公務上外の認定に当たってはその腰痛の変化と年齢との関連を特に考慮する必要がある。腰椎分離症、すべり症、椎間板ヘルニアについては労働の積み重ねによって発症する可能性は極めて少ない。

4 その他公務に起因することが明らかな腰痛

災害性の腰痛及び非災害性の腰痛には該当しないものの、腰部に痛み等の自覚的病訴や他覚的所見を有する腰痛については、腰部に過度の負担がかかる業務を継続的に行い、しかも、相当期間継続的にこれらの業務に従事する等過度な公務に従事し、その腰痛と公務との間に相当因果関係が明らかに認められる場合は、公務上の災害となる。

この場合の「過度な公務」とは、一般的な同種同僚職員を基準として、通常予想される程度の範囲

の職務上の負荷を明らかに超える負荷が認められる業務をいい、例えば、人員が著しく少ないため、年次休暇や休憩・休息时间もとれない状況や相当の時間外勤務を行ってまで業務を行わなければならなかった状況があること等通常業務に比較して著しく公務が過重であった場合、あるいは著しく劣悪な環境のため同じ動作をするにしても著しく無理な動作をしなければならなかった場合等である。

このような場合において、作業環境、勤務状況、作業量等を総合的に評価して公務との間に相当因果関係が明らかに認められるときは、公務上の災害となる。

5 認定に当たっての一般的留意事項

腰痛の原因となる負傷又は疾病は多種多様であるので、腰痛の公務上外の認定に当たっては、傷病名にとらわれることなく、症状の内容及び経過、負傷又は作用した力の程度、業務内容、作業態様（取扱い重量物の形状、重量、作業姿勢、持続時間、回数等）作業従事歴、従事期間、当該職員の身体的条件（性別、年齢、体格等）、素因又は基礎疾患等認定上の客観的な条件の把握に努めるとともに、必要に応じ、専門医の意見を聴く等により認定の適正を図る必要がある。

6 治療

(1) 治療法

通常、腰痛に対する治療は、保守的療法（外科的な手術によらない治療方法）を基本にすべきであるが、適切な保存的療法によっても症状の改善が見られないものうちには、手術的療法が有効な場合もある。

ただし、この場合の手術方法は、腰痛の原因となっている腰部の病変の種類によってそれぞれ違うものであり、手術によって腰部の病変を改善することができるか否かについては医学上慎重に考慮されなければならない。

(2) 治療の範囲

腰痛の既往歴又は基礎疾患のある職員が腰痛を発症し、又は増悪させた場合の治療の範囲は、原則としてその発症又は増悪前の状態に回復させるためのものに限られる。

ただし、その状態に回復させるための治療の必要上既往歴又は基礎疾患の治療を要すると認められるものについては、治療の範囲に含めて差し支えないこととされている。

(3) 治療期間

公務上の腰痛は、適切な治療によれば、ほぼ3、4カ月以内にその症状が軽快するのが通常であり、特に症状の回復が遅延する場合でも1年程度の療養で消退又は固定するものと考えられている。

ただし、前記第2節の2に該当する腰痛のうち、胸腰椎に著しい病変が認められるものについては、必ずしも上記のような経過をとるとは限らない。

7 再発

公務上の腰痛が一旦治癒した後、他に明らかな原因がなく、再び症状が発現し療養を要すると認められるものについては、公務上の腰痛の再発として取り扱うこととなる。

II 上肢業務に基づく疾病

[目次2へ戻る](#)

上肢業務に基づく疾病とは、上肢等に過度の負担のかかる業務（以下「上肢業務」という。）によって、後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕、手及び指に発生した運動器の障害（以下「上肢障害」という。）のことである。

認定基準においては、次のいずれの要件も満たし、医学上療養が必要であると認められる上肢障害は、地方公務員災害補償法施行規則別表第1第3号の4又は同号の5に該当する疾病として取り扱われている。

- ① 上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事した後に発症したものであること。
- ② 発症前に過重な業務に従事したこと。
- ③ 過重な業務への従事と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること。

上肢障害の診断病名は多種多様にわたることが考えられるが、代表的なものを例示すれば、書痙、書痙様症状、腱炎、腱鞘炎、手関節炎、上腕骨外（内）上顆炎、頸肩腕症候群、肘部管症候群、回外（内）筋症候群、手根管症候群などがあるので、単に診断病名のみをもって公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上外を認定することなく、専門医によって詳細に把握された症状及び所見に従って行うように特に留意する。

（1）上肢業務に基づく疾病について

上肢業務に伴う上肢等の運動器の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因（例えば年齢、素因、体力等）や日常生活要因（例えば家事労働、育児、スポーツ等）が関与している。

また、上肢等に負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在している。

したがって、これらの要因をも検討した上で、上肢業務従事者が、業務により上肢を過度に使用したことが原因となって上肢障害を発症したと認められる場合には、公務に起因することが明らかなものとして取り扱う。

（2）認定基準

- ① 「上肢等に負担のかかる作業」とは、次のいずれかに該当する上肢等を過度に使用する必要のある作業をいう。

ア 上肢の反復動作の多い作業

イ 上肢を上げた状態で行う作業

ウ 頸部、肩の動きが少なく、姿勢が拘束される作業

エ 上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業

- ② 「相当期間従事した」とは、一般的には、発症までに6か月程度以上上肢業務に従事したことをいうものであること。

なお、腱鞘炎等については、業務従事期間が6か月程度に満たない場合でも、短期間のうちに集中的に過度の負担がかかった場合には、発症することがあるので留意すること。

- ③ 「過重な業務」とは、上肢等に負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであって、原則として次のア又はイに該当するものをいう。

ア 当該勤務所における同種の他の職員と比較して、平均的な1か月の業務量のおおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前に3か月程度継続している場合をいうものであること。

イ 業務量が1か月の平均又は1日の平均では通常の日常の範囲内であっても、1日の業務量が一定せず、例えば次の（ア）又は（イ）に該当するような状態が発症直前に3か月程度継続しているような場合をいうものであること。

（ア）通常の1日の業務量のおおむね20%以上業務量が増加した日が1か月のうち10日程度あることが認められる状態

（イ）1日の勤務時間の3分の1程度にわたって、業務量が通常の当該時間内の業務量のおおむね20%以上増加した日が1か月のうち10日程度あることが認められる状態

④ 「過重な業務」の判断に当たっては、発症前の業務量に着目して上記の(3)の要件を示したが、業務量の面から過重な業務とは直ちに判断できない場合であっても、通常業務による負荷を超える一定の負荷が認められ、次のアからオに掲げた要因が顕著に認められる場合には、それらの要因も総合して評価すること。

ア 長時間作業、連続作業

イ 他律的かつ過度な作業ペース

ウ 過大な重量負荷、力の発揮

エ 過度の緊張

オ 不適切な作業環境

⑤ 上記の(3)のアの「同種の他の職員と比較して」とは、原則として、当該勤務所における同性の職員であって、業務態様、年齢及び熟練度が同程度のものの平均的な業務量との比較をいうものであること。

(2) 診断傷病名について

① 上肢障害の診断病名は、多様なものとなることから、「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」の記の3に例示した以外の疾病についても、上肢障害に該当するものがあることに留意すること。

なお、「頸肩腕症候群」は、出現する症状が様々で障害部位が特定できず、それに対応した診断病名を下すことができない不定愁訴等を特徴とする疾病として狭義の意味で使用しているものである。

また、頸部から肩、上肢にかけて何らかの症状を示す疾患群の総称としての「頸肩腕症候群」については、診断法の進歩により病像をより正確にとらえることができるようになったことから、できる限り症状と障害部位を特定し、それに対応した診断病名となることが望ましいが、障害部位を特定できない「頸肩腕症候群」を否定するものではない。

② 上肢障害には、次のような類似傷病が関与することが多いことから、これが疑われる場合には、専門医からの意見聴取、鑑別診断等を実施すること。

ア 外傷

イ 先天性の奇形

ウ 頸・背部の脊椎、脊髄又は周辺軟部の腫瘍

エ 頸・背部及び上肢の炎症性疾病

オ 関節リウマチ及びその類似疾病

カ 頸・背部の脊椎、肩甲帯及び上肢の退行変性による疾病

キ 胸郭出口症候群

ク 末梢の神経障害

ケ 内臓疾病に起因する諸関連痛

コ 類似の症状を呈し得る精神医学的疾患

サ 頭蓋内疾患

上記の類似傷病は上肢業務に基づく「上肢障害」には該当しないものであるが、これらのうちには、上肢業務に基づく「上肢障害」としてではなく、これとは別個に公務との相当因果関係があるかどうかを判断しなければならないものもあることはいうまでもないこと。

③ 一般に上肢障害は、業務から離れ、あるいは業務から離れないまでも適切な作業の指導・改善等を行い業務に従事すれば、症状は軽快する。 - 37 -

また、個々の症例に応じて適切な療養（例えば薬物療法、理学療法、体操、業務上の配慮、生活指導、精神衛生面からの助言指導等）を行うことによっておおむね3か月程度で症状が軽快すると考えられ、手術が施行された場合でも一般的におおむね6か月の療養が行われれば治癒するものと考えられるので留意すること。

- ④ 「上肢障害」の公務上外の認定に当たっては、別紙1「調査項目表」により、調査し、その実態を正確に把握するとともに、専門医の診断及びその所見を求めること。

なお、頸肩腕症候群の診断に際して一般に用いられる主な神経及び血管圧迫テストの手技と評価は、別紙2「頸肩腕症候群に関するテストの種類（主なもの）」のとおりであるので、これを参考にすること。

調 査 項 目 表

1 職歴

- (1) 採用年月日
- (2) 発病時の職種・職名
- (3) 当該職務の従事期間

2 職務の状況

- (1) 職務の内容
- (2) 当該勤務所における同種の職員の数及びその配置の状況並びに職場における同種の職員の定員及び充員の状況
- (3) 業務量
 - ア 業務量が過重である場合
 - (ア) 原則として発病前 6 か月間における当該勤務所の同種の職員の 1 人当り月平均業務量（業務量は、原則として、タッチ数、印字数、処理枚数、スタンプ押印回数等で測定すること。以下同じ。）
 - (イ) 発病前 3 か月間における請求者の月別業務量
 - イ 業務量が一定しない場合
 - (ア) 原則として発病前 6 か月間における請求者の日平均業務量
 - (イ) 発病前 3 か月間における請求者の毎日の業務量
 - (ウ) その他請求者の業務量

(4) その他

職場又は請求者についての特殊事情等

3 業務の態様

- (1) 作業時間
 - 1 日の勤務時間のうち上肢業務に従事する時間帯及び時間数
- (2) 使用機器
 - 名称、型式、性能、大きさ、上肢への負担の程度等
- (3) 作業姿勢
 - 身体と機器との位置関係、立位・座位等の状態、同一姿勢の持続時間数等
- (4) その他
 - 職場の作業管理基準、職場又は請求者についての特殊事情等

4 業務環境

- (1) 作業室の構造
 - 広さ、建物の材質、機器の配置状況等
- (2) 騒音及び照明
 - 騒音（ホン）、照度（ルクス）、まぶしさの有無等
- (3) 室温及び換気
 - 室温、冷暖房の状態、日当り、換気の状態等
- (4) その他
 - 職場の特殊事情等

5 勤務の状況

- (1) 1週間の勤務時間数及び勤務時間の割振りの状況
- (2) 休憩・休息時間の取り方、休憩・休息施設の状況等
- (3) 発病前6か月間における時間外勤務時間数
- (4) 発病前6か月間における年次休暇、病気休暇等の行使状況
- (5) その他

請求者についての特殊事情等

6 生活の状況

- (1) 職場における上司、同僚等との関係
- (2) 結婚、出産等の事情
- (3) その他

通勤の事情、運動歴等

7 身体の状況

- (1) 発病前3年間における健康診断の結果
- (2) 同期間内においてり患した傷病の状況
- (3) 体格、体質等
- (4) その他

当該勤務所において同様の症状を訴えている同種の職員の有無及びそれらの職員の療養の状況等

8 当該疾病の状況

- (1) 発病年月日
- (2) 症状の経過
- (3) 療養の経過及び治ゆの見込時期

(注) 1 2の(3)のイの事項は、同アの事項の調査結果により、請求者の業務量が、同種の他の職員と比較して過重であると認められる場合には、調査する必要がないものであること。

2 2の(3)のイの(ウ)の事項は、同イの(ア)及び(イ)の事項の調査結果により、請求者の業務量が一定しないと認められる場合には、調査する必要がないものであること。

3 4、5及び6に掲げる事項は、この調査項目表の他の事項の調査結果により、当該災害が公務上の災害と認められる場合には、調査する必要がないものであること。

別紙2

テ ス ト の 名 称	手 技	陽 性	機 序
1 Adson Test (アドソン試験)	患肢を垂直に垂らし、頭を患側（又は健側）に回旋し、その位置で頸椎を後屈させ深吸気で止める。	患肢の橈骨動脈の拍動が減弱し、上肢の症状が増悪する場合。	鎖骨下動脈及び腕神経叢の斜角筋三角部での圧迫による。
2 Wright Test (ライト試験)	肩関節を90° 前方挙上し、肘関節を90° 屈曲して肩関節の外（そと）分廻しを強めていく。	患肢の橈骨動脈の拍動が外（そと）分廻し90° 以下で消失し、上肢の症状が増悪する場合。	鎖骨下動脈及び腕神経叢の烏口突起小胸筋部及び肋鎖間隙での圧迫による。
3 Attention Posture Test (気をつけ姿勢試験)	気をつけ姿勢をとり、できるだけ肩を下げる。	患肢の橈骨動脈の拍動が消失し、上肢の症状が増悪する場合。	鎖骨下動脈及び腕神経叢の肋鎖間隙部での圧迫による。
4 Spurling Test (椎間孔部圧迫試験)	頸部を患側に側・後屈し、頭部を頭頂より圧迫する。	患側上肢の症状が増悪する（特に放散痛がある）場合。	頸神経根圧迫刺激による。

頸肩腕症候群に関するテストの種類（主なもの）

（評価について）

- 1、2 及び 3 のテストのすべてが陰性の時には、胸郭出口症候群は否定できる。
- 1、2 及び 3 のテストのすべてが陽性の時には、素因に基づく胸郭出口症候群の可能性が大きい。
- Adson Test は二次的に斜角筋が攣縮を起こしている場合にも陽性に出ることがある。
- Spurling Test は頸部の変形性脊椎症又は椎間板ヘルニアの場合に陽性となる。
- 拍動の変動は Pletysmography（指先容積脈波）により記録されることが望ましい。

Ⅲ 心・血管疾患及び脳血管疾患

[目次2へ戻る](#)

1 心・血管疾患及び脳血管疾患が公務上の災害と認められる場合の要件

- (1) 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変（動脈硬化症等をいう。以下同じ。）等の病態を加齢、一般生活によるいわゆる自然的経過を早めて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）を受けていたことが明らかに認められることが必要である。
- ① 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。
 - ② 発症前に、通常の日常の職務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、正規の勤務時間「1日当たり平均概ね8時間勤務」内に行う日常の職務をいう。以下同じ。）に比較して特に過重な職務に従事したこと。
- (2) 「過重負荷」を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることが必要である。通常は、「過重負荷」を受けてから24時間以内に症状が顕在化する（自覚症状・他覚症状（前駆症状又は警告症状を含む。）が明らかに認められること。）が、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾病の発症機序等に応じ、鑑別を行う必要がある。

2 認定の対象とする疾患

本通知が認定対象とする心・血管疾患及び脳血管疾患（これらの疾患のうち負傷に起因するものを除く。以下「対象疾患」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 心・血管疾患
- ① 狭心症
 - ② 心筋梗塞
 - ③ 心停止（心臓性突然死を含む。）
 - ④ 重症の不整脈（心室細動等）
 - ⑤ 肺塞栓症
 - ⑥ 大動脈瘤破裂（解離性大動脈瘤を含む。）
- (2) 脳血管疾患
- ① くも膜下出血
 - ② 脳出血
 - ③ 脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞）
 - ④ 高血圧性脳症

3 対象疾患の公務起因性の判断に関する取扱い

- (1) 対象疾患の公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）起因性を判断するに当たっては、1に掲げる認定の要件及び対象疾患について、迅速、かつ、適正に調査し、医学経験則に照らし、総合的に評価して判断する。

この場合において「過重負荷」を評価するための期間は、個別事案ごとに異なるものであるが、1の(1)の②の場合にあつては、比較的長期間（発症前概ね半年間程度とするが、特別の事情が特に長期間に及ぶことを余儀なくされていた場合は概ね1年間程度）を要するものがあることに留意する必要がある。

(2) 対象疾患の公務起因性の判断については、理事長に協議することとする。

この場合において、理事長は、公務起因性の判断が複雑、かつ、困難と思料する事案については、複数の医学専門家から対象疾患の発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴するものとする。

4 認定要件の具体的事項等の運用

(1) 1の(1)の①の「異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」とは、次に掲げる場合である。

- ① 医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合
- ② 対象疾患の発症前に日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合
- ③ 対象疾患の発症前に暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合
- ④ その他、対象疾患の発症前に緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合

(2) 1の(1)の②の「通常の日常の職務に比較して特に過重な職務に従事したこと」とは、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的緊張の状況及び疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合等である。

- ① 発症前1週間程度から数週間（「2～3週間」をいう。）程度にわたる、いわゆる不眠・不休又はそれに準ずる特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合
- ② 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、過当たり平均25時間程度以上の連続）を行っていた場合
- ③ 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、過当たり平均20時間程度以上の連続）を行っていた場合

※ 時間外勤務については、発症日から起算して概ね半年間（特別の事情があると認められる場合には概ね1年間）における時間外勤務の状況（時間数、内容及び根拠等）を日ごとに調査し、週当たりの平均時間数を算出する。

また、疲労の蓄積の最も重要な要因である勤務時間に着目すると、その時間が長いほど、精神的、肉体的過重性が増加する。

具体的には、発症日から起算して1週間単位の連続した期間ごとに、発症前概ね半年間（特別の事情があると認められる場合には概ね1年間）にわたって、1週間当たり平均概ね10時間程度以上の時間外勤務が認められない場合には、職者と発症との関連性が弱い。平均概ね10時間程度を超えて時間外勤務が長くなるほど、職務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる。

なお、ここでいう時間外勤務時間数は、1日当たり平均概ね8時間（1週当たり平均概ね40時間）を超える勤務時間数である。

また、勤務を要しない日等（以下「休日等」という。）の勤務が連続して長く続くほど職務と発症との関連をより強めるものであり、逆に、休日等が十分確保されている場合は、疲労は回復するものであることに留意する。

(3) 4の(2)の①から③に掲げる時間外勤務の評価の他、次に掲げる職務従事状況等を評価要因とし、医学経験則に照らして、強度の精神的、肉体的過重性が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価する。

- ① 交替制勤務職員の深夜勤務(22時から翌朝5時までの勤務)中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間の著しい減少率の職務従事状況(交替制勤務が日常業務としてスケジュールどおり実施されている場合や日常業務が深夜時間帯である場合に受ける負荷は、日常生活で受ける負荷の範囲内のものとして評価する。)
- ② 著しい騒音、寒暖差、頻回出張等不快、不健康な勤務環境下における職務従事状況
- ③ 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況
- ④ 精神的緊張を伴う職務への従事状況(特に精神的緊張の程度が著しいと認められるものについて、その実態を検討し、医学経験則に照らして評価すること。)

※ 「精神的緊張を伴う職務への従事状況」とは、例えば次に掲げる職務従事状況等をいう。

- 1 責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況
- 2 機構・組織等の改革、人事異動等による急激、かつ、著しい職務内容の変化等の状況
- 3 極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況
- 4 重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況
- 5 重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下における職務従事状況

(4) 4の(2)及び(3)の場合において、特に過重な職務等への従事状況の評価については、被災職員と職種、職、職務経験及び年齢等が同程度の職員(以下「同種職員等」という。)にとっても、特に過重な精神的、肉体的負荷と認められるか否かについて客観的に行う必要がある。

この場合同種職員等には、健康な状態にある者のみならず、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる高血圧症、血管病変等を有しているものの、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない程度の職員も含まれていることに留意すること。

5 対象疾患の発症機序等について

対象疾患は、医学経験則に照らせば、被災職員に係る加齢等の属性と発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の個体的要因に生活的要因(運動習慣、食生活習慣、趣味・嗜好、睡眠・休養不足、生活環境及び家族内における役割等をいう。)、職務上の要因が相加・相乗に作用して発症するものである。

したがって、被災職員が有する発症の基礎となる高血圧症、血管病変等の素因・基礎疾患の病態が高度であると認められる場合には、公務が相対的に有力な原因となって発症したか否かについては、医学経験則に照らし、慎重に判断することが必要である。

また、高血圧症、血管病変等発症の基礎となる素因、基礎疾患等を有しているが、通常の日常の職務の遂行に特に支障がない職員のうち、医師による直接の検査、治療が必要と診断されたにもかかわらず、適切な検査、治療を受けることを放置している者は、適切な検査、治療を受けている者と比較すると、心・血管疾患及び脳血管疾患を自然的経過を早めて発症する可能性が極めて高いので、その病態等について詳細な調査結果に基づいた医学的見地からの鑑別を行う必要がある。

6 留意事項

- (1) 本通知に掲げられていない詳細不明等の心・血管疾患及び脳血管疾患並びに「過重負荷」を受けたことにより発症したとして被災職員等から請求のあった循環器系の疾患の認定については、過重な職務に従事したことにより、医学経験則上、当該疾患発症の相対的有効原因と認められる強度の精神的又は肉体的負担を受けていた場合には、「公務と相当因果関係をもって発生したことが明ら

かな疾病」と認められることに留意することが必要である。

- (2) 心・血管疾患及び脳血管疾患の診断病名については、一般的には、世界保健機関（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第 10 回修正」（ICD-10 という。）の「循環器系の疾患（I00-I99）」に準拠する我が国で使用する疾病、傷害及び死因の統計分類による診断病名が用いられる場合が多いが、我が国の従来診断病名（例えば心不全死、脳卒中等）によるものがあることに留意することが必要である。
- (3) 本通知の適正な運用のためには詳細な調査が必要であるが、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意することが必要である。

7 対象疾患等の職務関連疾患の公務起因性判断のための調査事項

「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患」の公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 55 条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上外の認定に当たっては、別添 1 の「心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務起因性判断のための調査事項」に基づき、適正、かつ、迅速な調査が図られるよう配慮すること。

その際、認定請求後速やかに必要な資料収集、調査を行うことが極めて重要であり、別添 2 の調査票を活用し、被災職員の任命権者（地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員にあっては、当該地方独立行政法人の理事長。）と十分に連絡を取り、事務に遺漏のないように取り扱うこと。

別添 1

心・血管疾患及び脳血管疾患等の職務関連疾患の公務起因性判断のための調査事項

1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名、性別、生年月日及び年齢
- (2) 所属名、職名、給料表（級、号給）、職種
- (3) 所属の組織図又は機構図（別添No. のとおり）
- (4) 被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病体、欠員等の状況（別添No. のとおり）
- (5) 人事記録（別添No. のとおり）
- (6) 勤務形態
 - ア 平日、土曜日別の勤務時間、休憩時間及び休息時間
 - イ 週所定勤務時間数
 - ウ 交替制勤務の内容
交替制勤務の場合は、シフトごとの勤務時間、休憩時間及び仮眠時間帯等（勤務割表及び仮眠時間割当表等は、別添No. のとおり）
- (7) 被災職員の所属する組織全体の業務及び分担状況（別添No. のとおり）

2 災害発生の状況

- (1) 災害発生の概況（発生日時、疾病名、場所及び療養状況等）
- (2) 災害発生現場の見取図及び写真（別添No. のとおり）
- (3) 異常な出来事・突発的事態
 - ア 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことの有無及びその詳細（消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等は、別添No. のとおり）
 - イ 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことの有無及びその詳細（別添No. のとおり）
 - ウ 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことの有無及びその詳細（気象官署等の証明は、別添No. のとおり）
 - エ その他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことの有無及びその詳細（別添No. のとおり）

3 災害発生前の職務従事状況及び生活状況等

- (1) 通常の日常の職務内容
これは、公務過重性の評価に当たり基準となるものなので、職務内容・遂行状況等（業務・作業内容等を含む。）についても、具体的、かつ、詳細に調査してください。（別添No. のとおり）
- (2) 発症前の職務内容（通常の日常の職務内容との相違の有無及び比較を含む。）
 - ア 発症前日から発症当日までの職務内容
 - イ 発症前1週間の職務内容
 - ウ 発症前1か月間の職務内容
 - エ 発症前概ね半年間程度の職務内容
- (3) 発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細
発症に最も密接な関連を有する業務は、発症直前から前日までの間の業務であるので、職務内容、業務量、作業環境、身体の状況、就業中以外の状況及び異常な出来事・突発的事態に遭遇している場

合にあつては、その状況を発症するまで時間を追って詳細に調査してください。（別添No. のとおり）

(4) 発症当日から遡り過重な職務が続いていると認められる時点までの職務従事状況及び生活状況の詳細

以下の事項に留意して、別添2の別紙1「発症前1か月間の職務従事状況・生活状況調査票」及び別紙2「発症前1か月を超える期間の職務従事状況・生活状況調査票」に記入してください。

その際、過重な職務が連続していると認められる時点まで1日ごとに遡り、時系列的に正規の勤務時間内の職務従事状況、時間外勤務の状況及びその後の生活状況を記入してください。また、必ずそれぞれの事項を証明できる資料を添付してください。

ア 出勤時刻

イ 職務従事状況

(ア) 交替制勤務職員の深夜勤務中の出勤状況、仮眠時間帯及び仮眠時間の減少等の状況（業務日誌等の各種管理簿等は、別添No. のとおり）

(イ) 著しい騒音、寒暖差、頻回出張等の勤務環境の状況（出張命令簿等の各種管理簿等は、別添他 のとおり）

(ウ) 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況（各種管理簿等は、別添No. のとおり）

(エ) 日常的に精神的緊張を伴う職務・発症に近接した時期における精神的緊張を伴う職務に関連する出来事の状況（関係者の証言、警察署・消防署・気象官署等の証明、業務日誌等の各種管理簿等は、別添No. のとおり）

① 責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断を強いられる職務従事状況

② 機構・組織等の改革、人事異動等による急激、かつ、著しい職務内容の変化等の状況

③ 極度のあつれきを生じさせるような職場の人間関係の著しい悪化の状況

④ 重大な不祥事又は事故等の発生への対処等の職務従事状況

⑤ 重大犯罪の捜査又は大規模火災の鎮圧等危険環境下における職務従事状況

(オ) 不規則な職務従事状況（予定された業務日程・内容の変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合等を証明する各種管理簿等は、別添No. のとおり）

ウ 休憩・休息时间

工 退勤時刻（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等は、別添No. のとおり）

オ 帰宅時刻

カ 就寝までの生活状況

キ 就寝時刻

ク 休日等の生活状況

ケ 時間外勤務等の状況

時間外勤務等の状況については、時間外勤務命令簿、時間外勤務報告書等により確認しますが、時間外勤務等を記録しない職員等については、退庁記録、上司、同僚、部下等の証言、現認書等の資料により、時間外勤務等の実績を明確に確認してください。（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等は、別添No. のとおり）

(ア) 時間外勤務の職務内容及び時間数

(イ) 勤務を要しない日の勤務の職務内容及び時間数

コ 自宅等で行ったとする場合の作業の状況

自宅等での作業については、当該作業の内容、時間数及び根拠を調査してください。その際、自宅等で作業せざるを得ない事情（緊急性、必要性等）及び具体的な成果物について確認してください。

（自宅等での作業の内容・時間数及び根拠、自宅等で作業せざるを得なかった理由書、論文リスト・報告書等は、別添No. のとおり）

サ 宿日直勤務の状況

シ 休暇等の取得状況（出勤簿、休暇簿等は、別添No. のとおり）

（ア） 年次有給休暇

（イ） 特別休暇等

（ウ） 病気休暇

（エ） 欠勤

（オ） その他、休職、職務専念義務の免除

（５） 通勤の経路、方法、時間等（通勤届は、別添No. のとおり）

4 被災職員の身体状況に関する事項

（１） 健康診断結果

ア 定期健康診断（過去５年間）の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容（別添No. のとおり）

イ 人間ドック（過去５年間）の診断結果の写し（別添No. のとおり）

（２） 心・血管疾患及び脳血管疾患に係る既往歴

ア 疾病名

イ 医療機関名

ウ 治療状況

（３） 上記（２）に係る素因・基礎疾患の状況

ア 主治医の所見（別添No. のとおり）

イ 医学的資料（別添No. のとおり）

（ア） 診断書

（イ） 診療録又は診療要約

（ウ） CT、MRA、MRI、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図等

（エ） 血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等

（４） 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等（別添他 のとおり）

（５） 発症前の趣味、嗜好等の状況

ア 趣味、スポーツ等

イ し好品（タバコ、酒等）及びその程度

ウ 薬の服用の状況（高血圧症、動脈硬化症、高脂血症等に係る薬剤名等）

エ 自動車の保有、発症前の運転の状況等

5 発症前の被災職員の前駆症状又は警告症状の有無及びその詳細

6 発症後の医師の所見等

（１） 本件疾病に係る主治医の所見（別添No. のとおり）

（２） 本件疾病に係る医学的資料（別添No. のとおり）

ア 診断書・意見

イ 死亡診断書（死体検案書）・解剖所見

ウ 診療録又は診療要約

- エ CT、MRA、MRI、冠動脈造影、超音波検査、X線写真等画像及び心電図
- オ 血圧検査・血液生化学検査等諸臨床検査の結果等
- (3) 発症後の療養経過
 - 療養内容・期間（入院、通院別）、医療機関名、現況
- 7 支部専門医の所見（別添他 のとおり）
- 8 その他の事項
 - (1) 発症時の事務室、勤務場所の見取図写真等及び騒音、照度等の職場環境（別添No. のとおり）
 - (2) 発症日の気象（勤務場所における天候、気温、湿度、風速等）
 - (3) その他公務上災害の認定に際し、必要と思われる事項（別添No. のとおり）
- 9 添付を要する資料の一覧（例示）
 - (1) 所属の組織図又は機構図
 - (2) 被災時の所属の人員配置及び上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況
 - (3) 人事記録
 - (4) 勤務割表及び仮眠時間割当表等（交替制勤務の場合）
 - (5) 被災職員の所属する組織全体の業務状況及び分担状況
 - (6) 災害発生現場の見取図及び写真
 - (7) 重大な犯罪、異常な自然現象、火災等異常な状態に遭遇したことにに関する資料（消防署、気象官署等の証明、目撃者の証言等）
 - (8) 日常は肉体的労働を行わない職員が特別な事態の発生により過重な肉体的労働に従事したことにに関する資料
 - (9) 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で職務に従事したことにに関する資料（気象官署等の証明）
 - (10) その他、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態並びに急激で著しい作業環境の変化の下で職務に従事したことにに関する資料
 - (11) 通常の日常の職務内容の詳細
 - (12) 発症前日から直前までの勤務状況及び発症状況の詳細
 - (13) 交替制勤務職員の深夜勤務中の出勤状況、仮眠時間帯及び仮眠時間の減少等の状況に関する資料
 - (14) 著しい騒音、寒暖差、頻回出張等の勤務環境の状況に関する資料
 - (15) 緊急呼出等公務の性質を有する出勤の状況に関する資料
 - (16) 精神的緊張を伴う職務従事状況及び精神的緊張を伴う職務に関連する出来事の状況に関する資料
 - (17) 不規則な職務従事状況に関する資料
 - (18) 退勤時刻に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
 - (19) 時間外勤務等の状況に関する資料（時間外勤務命令簿等の各種管理簿、関係者の証言、日記又はメモ等）
 - (20) 自宅等で行ったとする場合の作業の状況に関する資料（自宅等での作業の内容・時間数及び根拠、自宅等で作業せざるを待なかった理由書、論文リスト・報告書等）
 - (21) 出勤簿、休暇簿等
 - (22) 通勤届
 - (23) 定期健康診断記録
 - (24) 人間ドック結果
 - (25) 既往歴、素因・基礎疾患に関する主治医の所見

- (26) 既往歴、素因・基礎疾患に関する医学的資料
- (27) 祖父母、両親、兄弟等の家族の健康状況等に関する資料
- (28) 本件疾病に係る主治医の所見
- (29) 本件疾病に係る医学的資料
- (30) 支部専門医の所見
- (31) 発症時の事務室等の状況に関する資料
- (32) その他必要と思われる事項に関する資料

1 自殺事案

(1) 自殺が公務上の災害と認められる場合

精神疾患に起因する自殺が公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害と認められる場合は、次の要件に該当する場合である。

① 次のいずれかに該当すること。

(1)自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態に遭遇したことにより、驚愕反応等の精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること。

(2)自殺前に、公務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にしうる異常な出来事・突発的事態の発生、又は行政上特に困難な事情が発生するなど、特別な状況下における職務により、通常の日常の職務に比較して特に過重な職務を行うことを余儀なくされ、強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積によって生じる肉体的、精神的に過重な負担に起因して精神疾患を発症していたことが、医学経験則に照らして明らかに認められること。この場合において、精神疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が、精神疾患の個別疾病の発症機序等に応じ、妥当と認められること。

② 被災職員の個体的・生活的要因が主因となって自殺したものではないこと。

(2) 自殺の公務起因性の判断に関する取扱い

① 自殺の公務起因性を判断するに当たっては、第1に掲げる要件について、自殺の直前から6か月（特別の事情があると認められる場合は、1年）前程度までさかのぼって調査を行い、その結果を基礎とし、総合的に評価し、判断すること。

② 自殺前に医師の診断、診療を受けていない場合にあっては、上記1の調査に基づき、精神疾患発症の可能性の有無、疾病の性質等について、医学経験則に照らして合理的に推定して判断すること。

③ 自殺の公務起因性の判断については、理事長に協議すること。この場合において、理事長は、複数の医学専門家から精神疾患の発症機序、鑑別診断等に関する医学的知見を徴するものとする。

(3) 具体的事項等

① 「精神疾患」とは、次に例示するものをいう。

ア 心因性うつ病、反応性うつ病

イ 抑うつ状態

ウ 神経症性うつ病

エ 疲弊状態

オ 心因反応、驚愕反応

カ 心因性錯乱状態

② 「異常な出来事・突発的事態」とは、医学経験則上、驚愕反応等の精神疾患を発症させる可能性のある異常な出来事・突発的事態をいい、例えば、精神疾患に起因する自殺の直前に発生した爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態がこれに該当する。

③ 「特別な状況下における職務」とは、医学経験則上、強度の肉体的過労、精神的ストレス等を生じさせる可能性のある職務をいい、例えば、「異常な出来事・突発的事態」の発生時以降の職務又は

大規模プロジェクト、制度の創設・改廃、条例の制定・改廃、緊張を強いられる折衝、伝染病・集団食中毒の発生に伴う対応等、通常の日常の職務に比較して、特に困難な職務を行うことを命じられるなどして、当該職務に従事したことがこれに該当する。

- ④ 「通常の日常の職務」とは、当該職員が占めていた職に割当てられた職務のうち、正規の勤務時間内に行う日常の職務をいう。
- ⑤ 「強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積」とは、医学経験則上、「特別な状況下における職務」に従事したことにより生じる、精神疾患を発症させる可能性のある強度の肉体的過労、精神的ストレス等の重複又は重積をいい、例えば、次のような事態、状況等（以下「事象」という。）の重複又は重積が該当する。

この場合において、「強度」の肉体的過労、精神的ストレス等の有無については、被災職員と職種、職等が同等程度の職員との対比において客観的に判断する必要がある。

ア 肉体的過労等を発生させる可能性のある事象

- (ア) 1週間程度から数週間程度にわたる、いわゆる不眠・不休の状態下で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防禦等
- (イ)アの職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等
- (ロ)期限の定められている職務のため数週間程度から1か月程度にわたって行う、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週40時間を超える程度の連続）
- (ハ)通常の日常の職務に比較して、特に精神的、肉体的に過重な職務のため、1か月程度以上にわたって行う、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（週数十時間程度の連続）
- (ニ)上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員の発生等による上記に準ずる、肉体的過労等を生じさせる諸事象

イ 精神的ストレス等を発生させる可能性のある事象

- (ア)第三者による暴行、重大な交通事故等の発生
- (イ)組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等
- (ロ)機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化
- (ハ)極度のあつれきを生じるような職場の人間関係の著しい悪化
- (ニ)重大な不祥事の発生
- (ホ)その他の上記に準ずる精神的ストレス等を発生させる諸事象

⑥ 「症状が顕在化する」とは、自他覚症状が明らかに認められることをいう。

⑦ 自殺の原因としては、傷病苦、経済問題、被災職員又は家族等に係る事故・事件の発生、うつ病・精神分裂病等の精神疾患、アルコール依存症、家庭問題（家庭内暴力、家族の病気・死亡、教育問題、家庭不和・離婚問題など）、異性問題、交友関係等が考えられる。また、自殺については、被災職員の性格等種々の要因も影響する。そのため、当該職員の個体的・生活的要因について調査し、評価する必要がある。

(4) 留意事項

① 精神疾患の診断病名については、我が国の伝統的診断方式による従来診断病名（以下「従来診断」という。）が一般的に使用されている。しかし、最近では、我が国で使用される疾病、傷害及び死因の統計分類が準拠している世界保健機構（WHO）の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正」（以下「ICD-10」という。）の「精神および行動の障害（F00-F99）」による診断病名が

用いられる場合が増加している。このため、第3の1で例示する精神疾患については、参考として、別紙1のとおり、より詳細な従来診断とICD-10の疾病分類による診断病名を併せて列挙する。

② 例示されていない精神疾患に係る事案の取扱いについては、本通知を準用して検討することとするが、内因性うつ病、躁うつ病、精神分裂病等、いわゆる狭義の精神疾患に係る事案の場合は、当該精神疾患の発症機序に関する医学経験則に照らし、厳正に行うこと。

なお、これらの精神疾患の診断病名についても、参考として、別紙2のとおり従来診断とICD-10の疾病分類による診断病名を併せて列挙する。

③ 公務に関連する自殺であっても、精神疾患に起因しない自殺は、公務上の災害とは認められないものであること。

④ 本通知の適正な運用のためには詳細な調査が必要であるが、その特別な性質に鑑み、関係者等に対して調査を実施する際には、特にプライバシーの保護に配慮するとともに、収集した諸資料の保全に注意すること。

なお、調査事項等によっては遺族等の同意を得ておくことが望ましい。

(5) 精神疾患に起因する自殺の公務起因性判断のための調査事項

- ① 一般的事項
- ② 災害発生の状況
- ③ 身体状況
- ④ 災害発生前の勤務状況
- ⑤ 災害発生前の生活状況
- ⑥ その他の事項

2 精神疾患事案

公務に関連して精神疾患（地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第1第9号（人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病）に該当するものをいう。）を発症したと認定請求された事案の取扱いについては、上記Iを準用して、事案に応じた適切な判断をする。

別紙1

従来診断病名	I C D -10
1 心因性うつ病 心因反応性うつ病 反応性うつ病 荷降ろしうつ病	F 43.0 急性ストレス反応 F 43.1 外傷後ストレス障害 F 43.2 適応障害
2 心的外傷反応によるうつ状態 抑うつ状態 うつ状態 神経症性うつ状態 反応性抑うつ状態	F 34 持続性気分（感情）障害 F 43.1 外傷後ストレス障害 F 43.2 適応障害

3 抑うつ反応 抑うつ神経症 適応障害の環境性のうつ型 性格（反応）型うつ病 神経症性うつ病	F 34 持続性気分（感情）障害 F 43.2 適応障害
4 精神的生理的疲弊状態 疲弊状態	F 43 重度ストレスへの反応および適応障害
5 急性一過性状況性障害 心因性精神障害 心因反応 意識朦朧状態 驚愕反応	F 43.0 急性ストレス反応 F 43.1 外傷後ストレス障害
6 心因性錯乱状態 錯乱状態 心神喪失 反応性精神病	F 23 急性一過性精神病性障害 F 25 統合失調感情障害 F 43.0 急性ストレス反応の重度の状態

（注）診断病名については、米国精神医学会（APA）が作成した、DSM-IVによるものが使用されている場合があることに注意すること。

別紙2

従来診断病名	I C D -10
1 内因性うつ病 躁うつ病	F 31 双極性感情障害（躁うつ病） F 32 うつ病エピソード F 33 反復性うつ病性障害
2 精神分裂病	F 20～ 29 の統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害（ F 23 急性一過性精神病性障害及び F 25 統合失調感情障害を除く。）

別添 1

精神疾患に起因する自殺及び精神疾患の公務起因性判断のための調査事項

1 一般的事項

- (1) 被災職員の氏名、性別及び生年月日並びに死亡の場合死亡年月日
- (2) 所属名、職名、給料表(級、号給)及び災害発生前3か月分の給料明細書
- (3) 所属の組織図又は機構図及び事務分掌
- (4) 職務歴・人事記録・学歴
- (5) 勤務形態

平日、土曜日等の別に勤務時間及び休憩時間並びに週所定勤務時間数

- (6) 職に割当てられた所定の職務内容の詳細

これは、公務過重性の評価に当たり基準となるものなので、具体的な作業方法等についても具体的、かつ、詳細に調査すること。

- (7) 勤務環境及び人員配置
- (8) 上司、同僚、部下等の病休、欠員等の状況
- (9) 通勤の経路、方法、通勤時間等

2 災害発生の状況

- (1) 災害発生の概況（発生日時、場所、自殺の方法）
- (2) 災害発生現場の見取図及び写真
- (3) 解剖所見
- (4) 警察署の意見
- (5) 遺書又は遺言の有無・内容
- (6) 家族の申立書

3 身体状況

- (1) 身長、体重
- (2) 健康診断結果
 - ① 定期健康診断（5年間）の記録の写し、指導区分及び事後措置の内容
 - ② 人間ドック（5年間）の診断結果の写し
- (3) 精神疾患の既往歴
診断病名、主治医の意見書等、治療状況及び診療録、看護記録、性格テスト等（レセプトを含む。）
- (4) (3)以外の傷病の既往歴
傷病名、治療状況等（レセプトを含む。）
- (5) 精神疾患の療養の状況等（自殺に関連した事情で医師の診断、診療を受けていた場合を含む。）
主治医の診断書、診療証明書、意見書等、診療状況及び診療録、看護記録、性格テスト等（X線、CT、MRI、心電図、血圧、諸臨床検査の結果等を含む。）
- (6) (5)以外の傷病の療養の状況等
(5)と同程度の内容

4 災害発生前の勤務状況（注）

- (1) 所属する組織全体の業務状況及び分担状況
- (2) 災害発生直前から1か月程度までの業務内容及び勤務状況等の詳細

- ① 業務内容、業務量、勤務状況等
- ② 異常な出来事・突発的事態への遭遇の状況
- ③ 特別な状況下における職務の状況

(①については、一般的な業務内容、業務量、勤務状況等について時間を追って詳細に調査すること。また、②及び③については異常な出来事・突発的事態への遭遇の状況及び特別な状況下における職務の状況について、「精神疾患等の事案に係る調査に当たって留意すべき事項について」(平成23年3月16日地基補第68号)の別表「業務負荷の分析表」の「出来事例」欄の出来事例を参考にしつつ、日常的でない出来事や精神的又は肉体的な負荷を与えた可能性のある出来事を慎重に洗い出すこと。さらに、同表の「着眼する要素」欄の要素に関する十分な分析ができるように、多面的、具体的に業務に関する負荷を整理すること。)

(3) 災害発生直前から6か月(②を除く)程度(特別な事情が認められる場合は、1年前)までの業務内容及び勤務状況等の詳細

- ① 業務内容、業務量、勤務状況等
- ② 異常な出来事・突発的事態への遭遇の状況
- ③ 特別な状況下における職務の状況

(①については、一般的な業務内容、業務量、勤務状況等について時間を追って詳細に調査すること。また、②及び③について「業務負荷の分析表」を用いること等については②と同様であるが、必ずしも全期間について詳細に調査する必要はなく、相当程度の精神的又は肉体的な負荷を与えた可能性があるものについて重点的に調査すること。その際には、疲労の蓄積があったか否かという観点からも調査をすること。なお、業務に関連した過重な負荷が災害発生前6か月より前から引き続いている場合には、その全期間についての勤務状況を調査すること。)

(4) 自宅等で報告書等を作成していたとする場合は、作成の必要性及び成果物の確認(報告書等)

(5) 年次有給休暇等の取得状況

(6) ②及び③の期間中の本人の勤務時の状況(職場での人間関係(上司、同僚、部下等との関係等をいう。))及び本人の言動を含む。)、健康状況(肉体的・精神的不調和の状況、愁訴等を含む。)、性格等に関する上司、同僚、部下等の証言、現認書

上司、同僚、部下等の証言、現認書は、できる限り多くの職員から求めること。

(注) 勤務状況には、日常の勤務状況のほか、時間外勤務、準夜・深夜勤務、休日勤務、交替制勤務、宿日直勤務、出退勤時間、出張、公務外出、研修、人事異動、赴任、退職等の状況等が含まれる。

5 災害発生前の生活状況

(1) 住居の状況

- ① 所在地
- ② 自宅・借家等の別〔自宅の場合は、所有者名及び住宅ローンの状況、借家等の場合は、家賃等(月額)〕
- ③ 居住部分の面積及び部屋数
- ④ 単身赴任の状況
- ⑤ 居住環境

(2) 家庭の状況

- ① 家族構成等(家族の氏名、続柄、生年月日、就業・就学状況、同居・別居の状況等)
- ② 家族の健康状態等の詳細
精神疾患及びその他の傷病の病歴、発症時年齢及び現在の状況等(生存、死別、介護の状況等)

(3) 親族の健康状態等

祖父母、父母、兄弟姉妹の精神疾患及びその他の傷病の病歴、発症時年齢及び現在の状況等（生存、死別、介護の状況等）

(4) 趣味、嗜好等の状況

① 嗜好品（酒、タバコ等）の状況及びその程度（飲酒の場合、異常な飲み方の有無と状況）

② 趣味、スポーツ、競輪、競馬等への嗜好等の状況（所属するサークル等の状況及び交友関係を含む。）

③ 常用薬の有無、内容及び服用の状況

④ 性格

(5) 上記4の(2)及び(3)の期間中の健康状況（肉体的・精神的不調和の状況、愁訴の有無・状況等の詳細）

(6) 災害発生前6か月間の生活状況等の詳細

起床・就寝時刻、食事の状況、帰宅時刻、経済状況、教育問題、家庭不和・結婚・離婚・別居問題、流産、住居の移転、交友関係、異性問題、自然災害・被災職員又は家族等の交通事故等との遭遇、家庭における言動、親族の世間的不祥事、親族との衝突、隣近所との関係、職場での人間関係、その他特に日常と異なった出来事等の有無・状況等

6 その他の事項

(1) 事務室、勤務場所の見取図、写真等及び騒音、温度、照度等の勤務環境

(2) 災害発生日の気象（天候、気温、湿度、風速等）

(3) その他必要な事項

V 肝炎、エイズ等

[目次2へ戻る](#)

認定基準上、公務災害の対象となる傷病は、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）している場合に限られているが、肝炎、エイズ等については、その疾病の有する特殊性から、いくつかの特例が定められている。

1 肝 炎

肝炎には、A型肝炎、B型肝炎、C型肝炎、肝炎ウイルス以外のウイルスによる肝炎等がある。

これらの肝炎については、一般的には、他の疾病と同様に、公務と相当因果関係をもって発症した場合に公務上の災害として認められることとなるが、B型肝炎及びC型肝炎については、その疾病の特殊性から、次のような特例が定められている。

(1) B型肝炎

B型肝炎については、感染力が非常に強いこと及び効果的な予防方法が医学上確立されている（B型肝炎患者のHBs抗原陽性血液による汚染等を受けた場合には、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射を48時間以内に投与すれば、その発症に対して極めて有効である）ことから、発症前であっても下記の場合については、当該負傷等を災害とみなして抗HBs人免疫グロブリン製剤及びB型肝炎ワクチンを療養補償の対象とすることとされている。

なお、負傷を伴わず単にHBs抗原陽性血液が皮膚に付着した場合等感染の危険が少ない事故に対し抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射若しくはB型肝炎ワクチンの接種が行われた場合又は汚染事故前に予防を目的として抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射若しくはB型肝炎ワクチンの接種が行われた場合は、療養補償の対象とはならない。

ア 病院、保健所、研究所等に勤務する職員（以下「医療従事者等」という。）が公務上負傷し、当該負傷を原因としてHBs抗原陽性血液による汚染を受け、HBウイルス汚染の危険が極めて高いと判断された場合において、当該負傷に対する治療の一環として、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射が行われたとき又は抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射に加えてB型肝炎ワクチンの接種が行われたとき

イ 医療従事者等の既存の負傷に、公務に起因してHBs抗原陽性血液が付着し、HBウイルス感染の危険が極めて高いと判断された場合において、縫合、消毒、洗浄等の処置とともに、抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射が行われたとき又は抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射に加えてB型肝炎ワクチンの接種が行われたとき

(2) C型肝炎

C型肝炎については、医療従事者等の感染者の増加による社会的関心の高まりや感染性は低いものの一旦感染すると慢性化し、肝硬変、肝癌に移行する等その結果の重大性に着目して、発症前であっても、下記の場合については、当該負傷等を災害とみなして、一定の処置や検査を療養補償の対象とすることとされている。

なお、これらの場合であっても、負傷若しくは血液等の付着（以下「負傷等」という。）以前から既にHCVに感染していたことが判明している場合又は負傷等の直後に行われた検査により、当該負傷等以前からHCVに感染していたことが明らかになった場合におけるその後の検査は、療養補償の対象とはならない。

ア 医療従事者等が、H C V（C型肝炎ウイルス）に汚染された血液等を含む注射針等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第1の2の項に掲げる廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）を含む）により公務上負傷した場合において、洗浄、消毒等の処置及びH C V抗体検査等の検査（当該負傷の直後に行われる検査を含む。）が行われたとき

イ 医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因してH C Vに汚染された血液等が付着した場合において、洗浄、消毒等の処置及びH C V抗体検査等の検査（当該血液等の付着の直後に行われる検査を含む。）が行われたとき

2 エイズ

エイズは、その原因となる病原体がウイルスであり、血液や精液を感染源とする伝染性疾患である。

エイズとは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）によって、体の免疫機構が破壊され、日和見感染症（健康な状態では、通常、り患しないが、免疫力が低下したときにしばしばり患する感染症）や悪性腫瘍等を伴うに至った病態をいい、H I V感染後、3年以内に約10%、5年以内に約30%、8年以内に約50%、15年以内には感染者のほとんどがエイズを発症するといわれている。

エイズについても、一般的には、他の疾病と同様に、公務と相当因果関係をもって発症した場合に公務上の災害として認められることとなるが、感染者の増加に伴う社会的関心の高まりや疾病の特殊性に着目して、発症前であっても、下記の場合については、当該負傷等を災害とみなして、一定の処置や検査を療養補償の対象とすることとされている。

なお、これらの場合であっても、負傷等以前から既にH I Vに感染していたことが判明している場合又は負傷等の直後に行われた検査により、当該負傷等以前からH I Vに感染していたことが明らかになった場合におけるその後の検査については、療養補償の対象とはならない。

ア 医療従事者等が、H I Vに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により公務上負傷した場合において、洗浄、消毒等の処置及びH I V抗体検査等の検査（当該負傷の直後に行われる検査を含む。）が行われたとき

イ 医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因してH I Vに汚染された血液等が付着した場合において、洗浄、消毒等の処置及びH I V抗体検査等の検査（当該血液等の付着の直後に行われる検査を含む。）が行われたとき

3 梅毒

梅毒については、梅毒血清反応強陽性患者に使用した注射針等により刺傷し、当該刺傷を原因として梅毒の感染の危険が医学上極めて高いと判断され、当該刺傷に対する治療の一環として医師が必要と認めて抗生物質の投与が行われた場合は、B型肝炎の場合における抗H B s抗原陽性血液による汚染に対して抗H B s人免疫グロブリン製剤の注射が行われたときと同様に扱うこととされている。

第5章 公務上の障害又は死亡

[目次2へ戻る](#)

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じた障害又は死亡は、公務上のものとなる。

公務に起因して発生した、例えば、頭部外傷、内蔵破裂等の負傷やじん肺、脳疾患等の疾病から引き続いて、あるいはある程度の期間を経て死亡したり、障害を残した場合で、医学上、それが当初の負傷又は疾病と相当因果関係があるときは、公務上のものとなる。

認定に当たっては、個々の事例に即して、医学的意見を基に、相当因果関係の有無を判断することとなる。

なお、公務上の負傷又は疾病により「障害」の状態になり、傷病等級に該当してその療養中に、例えば脊髄損傷に起因する全身衰弱で死亡したような場合は、医学的にも、その因果関係の判断は比較的容易であるが、そこまでに至らないケースであっても、これに該当することもあるので注意が必要である。

第6章 特殊公務災害

[目次 2 へ戻る](#)

1 特殊公務災害に係る基本的な考え方

特殊公務災害は、いわゆる浅間山荘事件により警察官が殉職したことを契機として、昭和47年に設けられた制度であり、警察官等一定の職種に限って適用される。

すなわち、全体の奉仕者たる公務員のうちでもとりわけ警察官、消防吏員等のように、生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下においてその危険をも顧みずに自らの職務を遂行し、国民の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全と秩序の維持に当たることが期待され、あるいは、それが職務上の義務とされている職務がある。例えば、警察官については、警察法第2条によると、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」とされており、また、警視庁職員服務規程第9条によると、「職員は、職務上の危険又は責任を回避してはならない。」とされている。また、消防吏員についても、消防組織法第1条によると、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。」とされている。

特殊公務災害制度は、このような警察官、消防吏員等の職員が、その生命、身体に対する高度の危険が予測される状況下においてその危険をも顧みることなく自らの職務（地方公務員災害補償法施行令第2条の3第2項の表の下欄に掲げる職務）を遂行して負傷し、又は死亡するに至った者に対し、特別の配慮をもって一般の公務災害補償に加算して、より厚く補償しようとするものである。

この場合の「高度の危険が予測される状況下」とは、生命を失い、又は身体に重大な危害をうけることが通常予測されるような危険な状況をいい、被災職員自身が高度の危険を予測したかどうか、結果から見てその状況が危険であったかどうかではなく、そのような高度の危険が通常人であれば客観的に予測し得る状況において、あえて職務を遂行した（あえて高度の危険に立ち向かって職務を遂行した）ことにより災害が発生したことが要件とされている。

2 特殊公務災害の対象となる職種及びその職務は、次のとおりである。

① 警察官

- ア 犯罪の捜査
- イ 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送
- ウ 勾引状、勾留状又は収監状の執行
- エ 犯罪の制止
- オ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他これらに類する異常な事態（以下「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防御

② 警察官以外の警察職員

犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で警察官が前記①のアからオに掲げる職務に従事する場合において当該警察官と共同して行うもの。

③ 消防吏員

- ア 火災の鎮圧
- イ 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御

④ 麻薬取締員

- ア 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪の捜査

- イ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送
- ウ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚せい剤に関する犯罪に係る勾引状又は収監状の執行

⑤ **災害応急対策従事職員**（災害対策基本法第50条第1項第1号から第3号までに掲げる事態に係る災害応急対策に職務として従事する職員をいう。）

天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御

3 特殊公務災害に該当する具体例としては、例えば、

(1) 警察官の場合は、

- ア 凶器を振りかざして抵抗しようとしている凶悪犯人を逮捕する場合
- イ 違反車両検問中、暴走車両を制止しようとしたが、当該車両が制止を振り切って暴走しようとするのを制止する場合
- ウ 速度違反車両を非常に高速走行で当該速度違反車両を追跡する場合

(2) 消防吏員については、

- ア 火災現場において、火災の鎮圧活動をしている場合
- イ 火災現場において、延焼家屋に取り残されている者を救助しようとする場合
- ウ 豪雨による激流に流されている者を救助しようとする場合

第2編 通勤災害保護制度

[目次2へ戻る](#)

第1章 通勤災害保護制度の基本的な考え方

通勤災害保護制度は、昭和40年代において、我が国の経済が高度成長し、産業の都市への集中に伴い、都市の肥大化が進む一方、地方においては過疎化が進みこれに伴う交通事情、住宅事情等の急激な変化が、モータリゼーションの進展と相俟って通勤環境に著しい変化を及ぼし、職員の通勤は、従来にない危険と困難を伴うようになったことを背景に、公務災害との関連で創設されたものである。

すなわち、通勤は、一般的には、未だ任命権者の支配管理下にあるとはいえないことから、これを公務災害の範ちゅうでとらえることはできないが、

- ① 通勤は、職員の勤務の提供と密接不可分の関係にあり、単なる私的行為とは異なること
- ② 通勤災害は、社会経済の発展、通勤の遠距離化等に伴い、ある程度不可避免的に生ずる社会的な危険となっていること

等から、職員の私生活上の損失として放置されるべきものではなく、何らかの保護制度によって対処すべき性格のものであるとの考え方から、公務災害補償制度とは別に創設されたものである。

このように、通勤災害は、通勤が勤務のために必要不可欠であり、公務との関連性があるという理由で設けられたものである以上、その保護の対象となる通勤の範囲も自ら限定されることとなる。

地方公務員災害補償法における通勤とは、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする」と規定され、また、「職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。

ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。」と規定されている。

すなわち、通勤とは、

- ① 往復行為が勤務のためであること。すなわち、勤務に就くために、又は勤務を終了したことによって行われる行為であること
- ② 生活の本拠である自宅等の住居と勤務公署等の勤務場所を往復行為の始点又は終点とすること
- ③ 社会通念上合理的であるとされる経路及び手段であること
- ④ 往復の経路を逸脱し、又は往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復行為は含まないものとする。ただし、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度の逸脱又は中断のある場合は、当該逸脱又は中断の間を除きその後の往復行為は通勤に含まれるものとする
- ⑤ ①～④の要件を満たす往復行為が公務の性質を有するものでないこと

また、公務災害と同様に、通勤災害についても通勤と災害の間に相当因果関係があること、すなわち、通勤に通常伴う危険が具体化して生じたものであることが必要である。

ところで、通勤は、公務の遂行とは異なり、その態様が多様であるばかりでなく、第三者や物が関与する場合が多い。したがって、災害の範囲の限定が困難であり、予想し得ない災害が発生する可能性がある。そこで、通勤と災害との間の相当因果関係を表すために「通勤に通常伴う危険」という表現が用いられている。

ある災害が通勤と相当因果関係があると認められるためには、「その通勤がなければその災害を被らなかつたであろう」という条件関係があることはもちろんのこと、通勤が災害の相対的に有力な原因でなければならぬ。通勤が災害の相対的な有力な原因であるかどうかは、経験則に照らしてその通勤にはその災害を

発生させる危険性があったと認められるかどうか、換言すれば、その災害がその通勤に内在する危険が現実化したものと認められるかどうかによって判断されることとなる。

第2章 通勤災害の範囲

[目次2へ戻る](#)

通勤途上において職員の受けた災害が「通勤」による災害として認められるためには、前記第1章通勤災害の基本的な考え方で述べたとおり、通勤と災害との間に通勤遂行性及び通勤起因性が認められる必要がある。

通勤災害は、通勤遂行性を前提として通勤起因性が認められる災害をいうものであり、通勤遂行性が認められない場合には、通勤起因性も認められないこととなる。しかし、通勤遂行性が認められるからといって、必ずしも通勤起因性が認められるというわけではない。通勤起因性が認められるためには、「通勤に通常伴う危険」、すなわち、通勤に内在する危険が具体的な事象として現実化したと認められることが必要である。

通勤による災害の範囲は、その発生の態様により、①通勤に起因する負傷 ②通勤による負傷に起因する疾病 ③通勤に起因することが明らかな疾病の三つに分類することができる。

① 通勤に起因する負傷

通勤途上において発生した負傷は、その前提となる職員の住居と勤務場所との間の往復が地方公務員災害補償法に定める「通勤」に該当する限りにおいて、通勤遂行性が認められるので、それが通勤に起因したものでないと認められるものを除き、原則として、通勤災害と認められる。

具体的な例としては、

- * 道路を通行中につまずいて転び、そのため手を負傷した場合
- * 通勤電車のドアが閉まる際に手を挟まれて負傷した場合
- * 通勤バスが急停車したため転倒して負傷した場合
- * 駅の階段を踏み外して転落して負傷した場合
- * 自動車通勤中追突されて負傷した場合

等が考えられるが、一般に、これらは、経験則上、通勤に通常伴うと認められる危険が現実化したものと認められるので、通勤起因性が認められることとなる。

しかし、次に掲げるような場合は、通勤途上の災害ではあっても、通勤に通常伴うと認められる危険が現実化したものとは認められないので、通勤起因性が認められない。

- * 自殺その他被災職員の故意により負傷した場合
- * 私的怨恨による喧嘩をして負傷した場合
- * 天災地変により負傷した場合

また、例えば通勤途上で交通事故を目撃し、被害者を救助しようとして負傷した場合を想定してみると、これは、通勤に通常伴うと認められる危険が現実化したものというよりは、社会通念上の善意行為によって負傷したものと考えられるので通勤起因性は認められないこととなる。

しかし、事故車が通勤経路を塞いでいるため、これを除去しなければ通行できない場合に、その事故車を除去しようとして負傷した場合は、通勤起因性が認められることとなる。

② 通勤による疾病

通勤による疾病は、「通勤による負傷に起因する疾病」と「通勤に起因することが明らかな疾病」に分類することができる。

(1) 通勤による負傷に起因する疾病

通勤による負傷に起因する疾病の認定の考え方は、公務上の負傷に起因する疾病の場合と同様であり、これに該当する疾病は、次に掲げる場合の疾病である。

- ① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合
 - ② 負傷した当時、疾病の素因があったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合
 - ③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晩発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合
 - ④ 負傷した当時、既に発病していた者が、その負傷により、その疾病を著しく増悪した場合
- なお、負傷に起因する疾病は、負傷の部位、性質、程度（強度）等により、その種類等も多岐にわたり、また、受傷後、発症する時間的経過も一様ではないので、認定に当たっては、次のような事項を確認する必要がある。
- ① 負傷の部位と疾病との間に部位的に医学上の関連性が認められること
 - ② 疾病の種類及び程度が負傷の性質（挫傷、打撲等）及び強度からみて医学的に妥当と認められること
 - ③ 負傷の時期と疾病の発症又は増悪との間に医学上妥当な時間的関連が認められること
 - ④ 他の有力な疾病の発症、増悪の原因が認められないこと

(2) 通勤に起因することの明らかな疾病

通勤に起因することの明らかな疾病は、

- ① 通勤途上における突発的な事故に起因することが明らかな疾病
- ② 通勤途上において強度の精神的又は肉体的負担を生じさせた事故に起因することが明らかな疾病の二つに分類される。

これらの認定の考え方は、公務と相当因果関係のある疾病の場合と同様であり、通勤がその疾病の発症の外的要因として相対的にみて有力に作用したという事実、すなわち、その疾病を発症させ、又は増悪させるに足るだけの異常な出来事等が認められなければならない。

具体的には、交通事故で転倒したタンクローリーから流出した劇物を吸引したことによる急性中毒、電車内での殺人事件を間近で目撃したことによるショックによる急性心臓死等である。

③ 通勤による障害又は死亡

通勤による障害又は死亡については、公務上の障害又は死亡と同様に、その認定に当たっては、通勤による負傷又は疾病と相当因果的關係をもって生じた障害又は死亡であるか否かを判断することとなる。

また、認定に当たっては、医学経験則上の裏付けが必要である。

第3章 通勤の要件

[目次2へ戻る](#)

第1節 「勤務のため」について

通勤とは、地方公務員災害補償法第2条第2項において、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。」と規定されている。

この場合の「通勤のため」とは、往復行為が公務に就くため又は公務を終えたことにより行われるものであることを必要とする趣旨を示すものであり、通勤と認められるためには、往復行為が公務と密接な関連をもって行われることが必要である。

1 ここでいう「勤務」は、地方公務員の場合には、いわゆる服務規律制度が厳格に確立されていることから、比較的判断が容易であるといえる。すなわち、「勤務」とは、職員が任命権者から、明示又は黙示に指定されている「通常の公務」に従事すること又は「臨時に特に任ぜられた公務」に従事することである。したがって、正規に割り振られた勤務時間による勤務はもちろんのこと、時間外勤務、宿日直勤務等についても「勤務」に該当する。

また、地方公務員法第39条に基づく研修、同法第42条に基づき任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション等に参加する場合は「勤務」に該当するものである。

これに対し、勤務を要しない日にサークル活動をするため勤務公署に出向く場合や同僚の送別会や懇親会に参加する場合は、「勤務」には該当しない。

2 出勤と「勤務」との関係については、通常の勤務を要する日に所定の勤務開始時刻に間に合うように住居から勤務公署に向かう場合は、寝過ごしによる遅刻、ラッシュアワーを避けるための早出等出勤時刻に若干の前後があっても勤務との関連は認められる。また、通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合、交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合等も勤務との関連は認められる。

しかし、サークル活動等に参加する目的で、例えば、午後から勤務する交代制勤務者が、朝から住居を出る等、所定の勤務開始時刻と著しくかけ離れた時刻に出勤する場合や通勤の途中で自己の都合により引き返す場合等は、「勤務のため」以外の目的のための行為であり、勤務との関連は認められない。

3 退勤と「勤務」との関係については、勤務終了後、直ちに帰宅する場合や所定の勤務終了前に早退する場合は、その日の勤務を終了して帰るものであるため、勤務との関連は認められる。また、勤務の都合上、次の勤務までの間に長時間の間隔があるため、一旦帰宅する場合の往復行為も勤務との関連は認められる。なお、「勤務との関連」で最も問題となるのは、所定の勤務終了後、勤務公署内で、囲碁やサークル活動等を行って帰宅する場合である。この場合、多少遅れて帰宅する場合は、勤務との関連性が失われることとはならないが、所定の勤務終了後、相当時間にわたって私用を弁じて帰宅するような場合には、その間に「勤務」とは別の目的による行為が介在することになるので、勤務との関連は認められないこととなる。

第2節 「住居」について

[目次2へ戻る](#)

地方公務員災害補償法における「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、通勤の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいうものとされている。

したがって、勤務の必要性があって、職員が家族の住む場所とは別に勤務の場所の近くに単身でアパートを借りる場合や、任命権者が準備した宿泊施設に入居し、そこから通勤するような場合は、そこが住居とみなされることとなる。また、通常は家族の住む住居から通勤しているが、早出勤務や時間外勤務の関係で家族の住む住居から通勤することが困難なため、別のアパート等を借りて、早出や長時間の時間外勤務のときは、そのアパートに泊まり、そこから通勤する場合や家族の看病のため病院に泊まって看病し、そこから通勤する場合は、家族の住む住居とアパート又は病院の両方が住居として認められることとなる。なお、交通ストライキ等の交通事情や台風等の自然現象等の不可抗力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所に宿泊せざるを得ない場合は、やむを得ない事情で勤務のために一時的に住所を移していると認められるので、その場所が住居とみなされることとなる。

このように、「住居」とは、生活の本拠としての場所を原則としているが、勤務との関連で一時的にこれに代替するものも含まれる。しかし、友人や同僚と麻雀をしたり、飲食をしたりして友人宅等に泊まった場

合の友人宅、所用で親戚宅に赴き、そのまま泊り込んだ場合の親戚宅、独身者が週末や年末年始を利用して帰省する親元宅、家族と共に郷里の実家に行きそこから出勤する場合の当該実家等は住居とは認められない。

また、転勤又は住宅事情のやむを得ない事情のため同居していた配偶者等と離れて単身赴任等をしている者が、家族と過ごすために、週末等を利用して、勤務場所から家族の住む自宅に帰り、週明け等にそこから勤務場所に出勤する、いわゆる「週末帰宅型通勤」の通勤途上における災害については、次の要件のすべてを満たす場合に限り、その家族の住む自宅も住居として認められる。

なお、単身赴任者等には、転勤先において家族と離れて生活する独身者も含まれるが、この場合の独身者は、例えば、長期にわたり病床にある親族の看病をするため、又は独身者が扶養している親族の世話をするため等の家庭の事情等、単身赴任者と同様に、家族生活の維持という観点から親族の住む住居が本人の生活の本拠地とする合理的理由がある場合に限られる。

① 勤務場所における住居と家族の住む住居の2か所を置かなければならない合理的な理由があること

この場合の合理的な理由は、必ずしも、「通勤のため」とらわれるものではない。

② 勤務場所から家族の住む自宅まで距離的（概ね200km以内）、時間的（概ね片道3時間以内）にみて通勤可能な範囲であること距離及び所要時間を設定しているのは、通勤として取り扱うためには、勤務場所と家族の住む自宅との間の距離及び所要時間が、一般的に、通勤できる範囲のものでなければならぬことから、社会通念上、通勤可能としてとらえることのできる範囲を設定したものである。

③ 勤務場所と家族の住む自宅との往復が、毎週、反復・継続的に行われていること

毎週、反復・継続的に行われていることを要件としているのは、通勤は、本来、勤務に対し日々行われるものであるのに対し、勤務場所と家族の住む自宅との往復回数が少ないいわゆる「週末帰宅型」通勤を災害補償上の通勤として取り扱うためには、通常の通勤と同程度の反復・継続性が認められる必要があり、毎週、休みの度に帰宅することを前提にしたものである。

住居と通勤経路との境界については、一般的には不特定多数の者が自由に通行できるかどうかによって判断され、通常は、門又は扉が境界とみなされることとなる。すなわち、住居が戸建ての家屋で門がある場合は、その門が境界となり、門より内が住居となる。住居がマンションやアパート等の集合住宅の場合は、各戸の玄関の扉が境界となり、共用の廊下、階段は通勤経路となる。寮等の場合は、門、玄関があつて、一般の人が中に入れない場合には、門等が境界となり、寮内の廊下、階段は住居に含まれる。マイカー通勤をしている者で、戸建ての家屋の敷地内に車庫がある場合は、敷地内の車庫は住居に含まれ、家屋の敷地外の駐車場を利用している場合は、家屋の門等が境界となる。

第3節 「勤務場所」について

[目次2へ戻る](#)

地方公務員災害補償法における「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいうものである。

通常の場合は、職員が勤務する勤務公署であるが、地方公務員法第39条に基づく研修の会場、同法第42条に基づき任命権者が企画、立案、実施したレクリエーションの実施場所等もこれに含まれる。

また、現場作業に従事する職員の場合は、一般的には、集散場所や作業現場が、外勤業務に従事して特定地域を担当し、その区域内にある複数の用務先を受け持っている場合は、最初の用務先から最後の用務先までがそれぞれ勤務場所に当たる。

なお、勤務場所と通勤経路との境界については、一般的には住居の場合と同様に、公衆が自由に通行できるかどうかによって判断され、通常は、勤務公署の敷地内にバスの停留所や公道がある場合には、勤務公署の玄関が境界になる。

マイカー通勤をしている場合には、勤務公署の敷地内に職員専用駐車場がある場合は、敷地内の駐車場は勤務場所に含まれ、勤務公署の敷地内に駐車場がなく、勤務公署の近くに駐車場を確保している場合は、勤務公署の敷地内の門等が境界となる。

第4節 「合理的な経路」について

[目次2へ戻る](#)

① 本来的な経路

「合理的な経路」とは、職員が通勤のため通常利用する経路を原則的にはさすものである。職員が通勤に利用する経路は、通常、時間的、経済的に最も合理的な経路を選択するものであり、一般には、通勤届による経路、定期券による経路等が合理的な経路である。

また、その日の勤務又は通勤の都合等によりタクシー等を利用する場合には、その経路についても合理的な経路と認められる。したがって、通常利用する経路は一つに限定されるものではなく、通常利用することが考えられる経路が複数ある場合は、それらの経路についても合理的な経路と認められることとなる。

しかし、これらの合理的な経路は、通勤の方法、手段と合わせて合理的なものであることを要するので、時間的に最短の距離を通るものであっても、例えば、鉄道線路や鉄橋等を歩行する場合は、合理的な経路とは認められない。

② 特別の事情の下における経路

通勤途上、道路工事、デモ行進等の交通事情により迂回する経路、交通機関の事故、ストライキ等の場合の代替輸送機関による経路、座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路、誤って1～2駅乗り越して戻る経路、乗降駅で定期券を発売していないため乗降駅以外の駅に定期券を購入しに行く経路、ガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路又は自動車の応急修理のために修理工場に立ち寄る経路等は、合理的な経路と認められることとなる。

さらに、他に子供を監護する者がいない共働きの職員が保育所又は親戚等に子供を預けに行く経路等は、そのような立場にある職員であれば、当然、勤務のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路と認められることとなる。ただし、このような場合であっても、特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなるような経路については、合理的な経路とは認められない。

また、通勤に通常随伴する行為に伴って特例的に使用した経路で、通常の経路を若干迂回した経路は、合理的な経路と認められる。

通勤に通常随伴する行為とは、通勤を継続するために必要性又は合理性が認められる行為をいうものであり、例えば、用便のため経路上又は経路近くの公衆便所に立ち寄る場合、経路上又は駅構内の売店でソバ、コーヒー、牛乳等を立食、立飲みする場合等がこれに当たる。

第5節 「合理的な方法」について

[目次2へ戻る](#)

「合理的な方法」とは、経験則上、通勤のための手段として適当であり、かつ、安全であると認められる方法をいうものである。一般に、通常通勤に利用する鉄道、バス等の公共交通機関の使用、自動車、自転車等の利用、徒歩による場合等は、合理的な方法に該当する。

なお、自動車の運転免許を取得していない者が自動車を運転する場合や自動車、自転車等を泥酔して運転する場合等は、合理的な方法とは認められない。しかし、単なる免許証不携帯、免許証更新忘れによる無免許運転の場合等は、必ずしも、合理性を欠くものとはいえない。

また、近年、マウンテンバイク等高性能の自転車の普及と相俟って、自転車による遠距離通勤が見受けられるが、社会通念上、自転車通勤が可能な距離を超える自転車通勤は、通勤手段として合理的なものとはいえない。

第6節 「逸脱・中断」について

[目次2へ戻る](#)

地方公務員災害補償法第2条第2項及び同条第3項の規定において、「通勤とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。また、職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りではない」と規定されている。

この場合の「逸脱」とは、勤務又は通勤とは関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいうものである。

「逸脱」に該当する具体的な例をあげると、次のとおりである。

- ① 麻雀、パチンコを行う場合
- ② 映画、観劇等を見るために映画館、劇場に入る場合
- ③ 居酒屋、スナック、クラブ等で飲酒する場合
- ④ 友人宅、親類宅等を訪ねる場合

「中断」に該当する具体的な例をあげると、次のとおりである。

- ① 経路上の屋台で飲酒する場合
- ② 経路上のベンチで長時間にわたって話こむ場合
- ③ 経路上で長時間にわたって演説を立ち聞きする場合
- ④ 経路上で長時間にわたって花火を立ち見する場合

このように、職員が、通勤の途中において逸脱又は中断する場合には、勤務提供との関連性というよりも、逸脱又は中断の目的に関する行為と考えられるので、当該逸脱又は中断と認められた時点から、その後は一切通勤とは認められないこととなる。

逸脱又は中断に該当するか否かは、通勤途上にある個々の職員について、その行動の目的やそれに要する時間、あるいは場所等の各要素を総合的に判断して決定することとなる。

なお、① 用便のため通勤経路から少し離れた公衆便所等に立ち寄る場合 ② 気分が悪くなり、通勤経路から少し離れた公園の木陰のベンチで短時間休む場合 ③ 経路上又は駅構内の売店でタバコや新聞を購入する場合等は、その事柄の性質上、ここでいう逸脱又は中断として取り扱う必要はない。

また、よく問題とされる事案としては、例えば、勤務公署を退庁するとき、「帰りに麻雀屋に立ち寄る」ことを同僚に明言して、麻雀屋に立ち寄る前に被災した場合の被災職員の内面の意思についてどのように考えたらいいかである。この場合、被災職員が同僚に「帰りに麻雀屋に立ち寄る」ことを明言したとしても、途中で気持ちが変わる等して麻雀屋に立ち寄ることなく帰宅する場合もあるので、認定実務上はその内面の意思については本人の良心に従った申告等によるほかはない。そのため、外見上、合理的経路上にあって負傷したような場合は、他に特別の事情のない限り、内面の意思については問わずに通勤災害として取り扱わざるを得ない。しかし、例えば、帰宅途中に「ゴルフの練習場に立ち寄る」と言明し、ゴルフ練習場のある駅で途中下車し、駅の構内で転倒して負傷した場合は、ゴルフ練習場のある駅で途中下車したことにより、内面の意思が顕在化したものと認められるので、途中下車した時点で通勤経路を逸脱したものと見ることができ、その後は一切通勤とは認められないこととなる。

なお、交通機関が不便（交通機関を乗り継ぐ又は運行便数が少ない等）なため、駅又はバスの待合所で長時間にわたって、時間待ちをする必要がある場合において、これらの待ち時間を利用して、近辺の本屋で立ち読みをする場合や近辺をウインドショッピングする場合等は、その立ち読み等を逸脱又は中断とすること

は、通勤の実態に照らして現実的ではないため、このような通勤上の特殊事情がある場合は、必ずしも、逸脱又は中断として取り扱う必要はない。

第7節 「日常生活上必要な行為」について

[目次2へ戻る](#)

職員が、通勤の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、その逸脱又は中断の間及びその後の往復は、「通勤」とはしないこととされているが、その逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものであるときは、その逸脱又は中断の間を除き、「通勤」として取り扱うこととされている。

職員が、通勤の途中において逸脱又は中断した場合には、原則として、その逸脱又は中断をした時点で、その後の往復行為については「通勤」とは認められないこととなっているが、これは、その逸脱又は中断が、勤務提供との関連において行われたというよりは、むしろ、勤務提供以外の目的で行われたと考えられ、したがって、勤務提供との関連性が失われたものと考えられるため、その逸脱又は中断の後の往復行為については、「通勤」とは認めないこととしたものである。

しかしながら、通勤の実態をみると、日常、通勤途上において、その経路を逸脱又は中断することは希ではない。むしろ、職員が社会生活を行っていく上では、通勤途中に種々の逸脱又は中断の要素が介在する。

そこで、逸脱又は中断ではあっても、それが日常生活上必要な行為を行うためのものであり、かつ、最小限度のものについては、特例として、その逸脱又は中断の間を除き、合理的経路に復した後は「通勤」として認めることとされているものである。

ここでいう「日常生活上必要な行為」に該当するものとしては、一般に、次のようなものがある。

① 日用品の購入その他これに準ずる行為

ア 日用品の購入に該当する行為

パン、米、酒類等の飲食料類、家庭用薬品、下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品、石油等の家庭用燃料品、身廻り品、文房具、書籍等、電球、台所用品等、子供の玩具等の日用品を購入する行為

なお、装飾品、宝石等の奢侈品、テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、箆笥（たんす）等の耐久消費財、スキー、ゴルフ等のスポーツ用品等を購入する行為は、日用品の購入には該当しない。

イ 日用品の購入に準ずる行為

独身職員が通勤途中で食事をする行為、クリーニング店に立ち寄る行為、理髪店、美容院に行く行為、テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く行為、税金、光熱水費等を支払いに行く行為、市役所等に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く行為等

② 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

ア 学校教育法第1条に規定する学校に該当するもの

中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校

イ 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設に該当するもの

職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、技能能力開発促進センター、身体障害者職業能力開発校、高等職業訓練校

ウ 上記に準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものに該当するもの

学校教育法第82条の2に規定する専修学校における教育（趣味又は娯楽のために受ける場合は、

認められないこととなっている。) 、職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発大学校における職業訓練、学校教育法第82条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関して1年以上の修行期間を定めて行われるもののほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練

③ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

ア 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに該当する行為

診察、治療のほか、人工透析等を受けるために病院等に立ち寄る行為

イ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為

接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるために施術所に立ち寄る行為、家族の見舞い等のため病院等に立ち寄る行為

④ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

ア 選挙権の行使に該当する行為

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長等の選挙の投票に行く行為

イ 選挙権の行使に準ずる行為

最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為、地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為、地方自治法第74条、第75条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為

⑤ 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合

人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎたてる等の状況にある祖父が、施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合

なお、この「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」については、「やむを得ない事由により行う」ことが、また、そのための逸脱又は中断については、「最小限度のもの」であることが必要である。

この場合の「やむを得ない事由」とは、通勤の途中で行わなければならない合理的な理由をいうものである。

また、「最小限度のもの」とは「逸脱」又は「中断」の原因となった目的達成のために要する最小限度の時間、距離等をいうものである。

例えば、独身者が帰宅途中、食堂で夕食を摂るに際し、食事の前に度を越した飲酒等を行った場合はやむを得ない事由により行うための最小限度のものとは認められない。なお、この場合の食堂については、経路から一番近い食堂に限られるものではなく、社会通念に照らして、一般的に独身者が帰宅途中に夕食を取るのであろうと認められる食堂等であれば、最小限度のものとして取り扱って差し支えない。

また、通勤経路上にスーパーマーケットがあるにもかかわらず、数キロメートル離れたスーパーマーケットが安売りをしているからといって、そのスーパーマーケットへ向かう場合には、そのための逸脱は、最小限度のものとは認められない。

第4章 公務災害として取り扱われる通勤途上の災害 [目次2へ戻る](#)

地方公務員災害補償法第2条第2項において、通勤とは、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。」と規定されているが、ここで「公務の性質を有するものを除くものとする」趣旨は、「公務の性質を有するもの」、すなわち任命権者の支配管理下にあると認められる通勤については、通勤災害保護制度の創設前においても、公務災害の対象として取り扱われていたためである。

すなわち、「通勤」自体に公務遂行性が認められる場合における通勤途上の災害については、公務遂行性に着目して、公務災害の対象として位置付けているためである。

この「公務の性質を有する通勤」を分類すると、次のとおりである。

1 出張に係る通勤

出張期間中は、服務上、正規の勤務時間を勤務したものとみなすこととされていることから、原則として、任命権者の包括的な支配拘束性が及ぶものとされているので、その全期間を通じて公務遂行性が認められている。

したがって、例えば、出張用務の関係で自宅から直接用務地へ、あるいは用務地から直接自宅へ向かう途上での災害（合理的な経路及び方法による場合に限る。）は、通勤災害としてではなく公務災害として取り扱われることとなる。

しかし、長期間の出張研修（概ね1月以上）を命ぜられ、出張先の宿泊施設と研修会場との間を往復する場合は、その宿泊施設は、一般に、「住居」としての性格を持つこととなるので、その往復については、これを「通勤」と評価し、その往復途上の災害は、通勤災害として取り扱うこととされている。

2 任命権者の支配拘束下にある通勤

通勤途上については、一般に、任命権者の支配拘束性が認められないが、次の場合には、人事管理上の必要性、業務の緊急性、異常な時間帯での出退勤等任命権者の支配拘束性が強く及んでいると認められるので、通勤災害ではなく公務災害の対象として取り扱われる。

- ① 公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- ② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ③ 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合における当該出勤又は退勤の途上

なお、上記①及び②の場合において、合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にあるときの災害は、任命権者の支配拘束性を逸脱したものと認められるので、公務災害としてではなく、通勤災害として取り扱われることとなる。

3 特別な状況下における通勤

次の場合には、上記2と同様の理由により、任命権者の支配拘束性が強く及んでいると認められるので、公務災害の対象として取り扱われる。

- ① 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務につくことを命ぜられた場合の出勤の途上
- ② 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- ③ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務につくため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- ④ 引き続いて24時間以上（休憩・休息时间、仮眠時間等を含む。）となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- ⑤ 地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- ⑥ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- ⑦ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつてはその日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- ⑧ 上記①～⑦に掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上

なお、いずれについても、合理的な経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合には、任命権者の支配拘束性を逸脱したものと認められるので、公務災害としてではなく、通勤災害として該当するか否かを判断することとなる。

第5章 特殊な勤務体制の職員の取扱い

[目次2へ戻る](#)

地方公務員の勤務体制は職種によって種々であるので、特殊な勤務体制の職員の通勤災害については、その勤務体制を考慮した取扱いが必要となってくる。

1 船員の場合

船員は、長期航海等により、勤務体制そのものが一般の職員とは異なるため、その勤務体制等に即した取扱いが必要になってくる。

① 船員が船内勤務をする場合

船員が船内勤務をする場合は、船内に居住区があるが、船内は勤務場所でもあるため、任命権者（船長）が何時でも職務命令を発することができる状況下にある。

したがって、居住区を含む船内全域における行動については、一般に、公務遂行性があるとみることができるため、居住区と勤務場所との間の往復は、通勤としては取り扱われない。

② 船員が下船又は乗船する場合

船員が航海後、休暇その他を利用して下船し、家族の住む自宅に帰り、再び次の乗船地に向かう場合は、いずれも「通勤」と認められることとなる。なお、この場合の勤務場所と通勤との境界は岸壁と船舶を結ぶタラップ又は渡り板ということになる。すなわち、タラップ又は渡り板を昇り始めた時点で通勤が終わり、タラップ又は渡り板を降りた時点で通勤が始まることとなる。

2 教員の場合

教員の勤務態様は、一般の職員に比べて、若干異なった面をもっている。そのため、教職調整額の支給等給与上においても特別な措置が講じられている。

教員が学校行事としてのクラブ活動を指導すること又は家庭訪問をすること等は本来の教育活動であり、職務そのものとみて差し支えない。クラブ活動については、勤務終了後の指導はもとより、日曜日等の対外試合等のため、これを監督するために登校する場合等も、その往復は、原則として、「勤務のため」のものと考えて差し支えない。

また、勤務時間外に家庭訪問をする場合は、原則として、最後の訪問先までが勤務に該当し、最後の訪問先から自宅までが「通勤」に該当することとなる。

3 勤務公署の施設内又は敷地内に宿舎が設けられている職員

保養所や寮の管理人、ダムの監視人等のように、勤務公署の施設内又は敷地内に宿舎が設けられている職員については、勤務公署と宿舎との間の往復は、施設内又は敷地内に任命権者の支配拘束性が及んでいと認められるので、原則として、「通勤」としては取り扱われない。

4 二以上の勤務公署（部署）に併任されている場合

二以上の勤務公署（部署）に併任されている職員が、勤務公署と勤務公署の間を公務の必要により移動する場合は、原則として、公務遂行中の行為とみるものであり、「通勤」には該当しないこととなる。

第3編 再 発

[目次2へ戻る](#)

職員が、公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、公務上の災害又は通勤による災害と認定された者が、必要な療養を受けた後に、症状が消失した場合、あるいは症状は残存しているが、それ以上、良くも悪くもならない（医療効果が期待できない）状態になったときには、症状が固定したものとして、地方公務員災害補償法上は「治ゆ」として取り扱うこととされている。

しかし、軽微な切創等の場合は格別、手術を伴うような大きな負傷や特定の疾病の場合は、一旦治ゆした後においても、再び症状が出現したり、固定していた症状が悪化したりする場合がある。このように、再び症状が出現し、又は増悪した傷病が、当初の傷病（初発傷病）と相当因果関係をもって生じた傷病であると医学的に認められた場合には、初発傷病の再発として取り扱うこととなっている。

なお、再発とは、一旦症状が消失し、又は安定状態になった後においても、特に顕著な外的原因がないまま、自然経過のなかで再び症状が出現したり、増悪したりする場合、あるいは初発傷病についてもはや医療効果が期待できないため治ゆと認定されるが、その後の医学の進歩等により医療効果が期待されるようになった場合等をいうものであり、初発傷病の治ゆ後、再び別の災害を受けた場合、私的要因により傷病が増悪した場合等は、再発には含まれない。

再発の傷病名は、初発傷病名と同一である必要はなく、初発傷病と相当因果関係をもって生じた傷病であることが医学的に認められれば、再発傷病として取り扱うこととなる。また、初発傷病の原因となった事故と相当因果関係をもって発症した傷病についても、再発として取り扱うこととなる。

再発の具体的な例としては、脊髄損傷患者における尿路感染症等がこれに当たる。また、必ずしも初発傷病が再び出現し、又は増悪した状態ではないが、便宜上、再発として取り扱う例として、骨折に対し、髄内釘による骨接合術を施し、治ゆ後にその装着金属を抜去する場合がある。

再発の認定請求は、当該認定請求書に診断書及び次に掲げる資料等を添付して行うものとする。

- ① 初発傷病発生の日時、場所及びその状況並びにその傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料
- ② 初発傷病の治ゆ年月日及び治ゆ時の状況に関する資料
- ③ 再発傷病発生の日時及び場所、その傷病名、傷病の部位及びその程度に関する資料
- ④ 初発傷病の治ゆから再発傷病の発生までの間の経過及び再発時の状況に関する資料
- ⑤ 担当医師等の所見、定期健康診断の記録等

第4編 故意の犯罪行為又は重大な過失による災害

職員が、故意に災害を発生させた場合は、公務起因性が否定されるので、その災害は公務災害とは認められない。例えば、意図的に自分の指を刃物で切断した場合や機械に手を入れて腕を切断した場合である。

しかしながら、事故そのものの発生を意図した故意はないが、自己の行為により一定の犯罪行為を発生させる意思をもってその行為を行い、その結果事故が発生した場合、又は故意ではないがこれに近い程度の重大な過失によって事故が発生した場合には、その災害について公務上外を判断することとなり、公務上と認められた場合には、休業補償、傷病補償年金又は障害補償について、一定の支給制限を行うことができることとなっている。

この補償に係る支給の制限は、被災職員に故意の犯罪行為又は重大な過失がある場合については、特に過失相殺的な考え方を取り入れ、補償責任の一部を免除し、責任分配の公平を図る趣旨によるものであるが、災害の防止等について職員の注意を喚起する効果をも考慮したものである。

故意の犯罪行為又は重大な過失による場合としては、

① 職員が法律、命令等に定める危険防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合

具体的な例としては、公用車を運転中、タバコを取るため片手ハンドルでわき見運転をしたため、センターラインをオーバーして対向車と衝突し、負傷した場合

② 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合

具体的な例としては、休憩所内で衣服を乾かすため、ストーブを点火したまま灯油を注入し、火が燃え上がって負傷した場合

③ 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合

具体的な例としては、清掃車のステップ乗車禁止を常日頃から厳しく注意されいながらステップ乗車して、清掃車から振り落とされて負傷した場合

なお、どのような場合が故意の犯罪行為又は重大な過失に当たるかは、具体的な事実に即し、諸事情を勘案して判断することとなるが、一般的には、明らかな法律違反があるか否か、一般に遵守・励行されている任命権者等の注意事項等に違反しているか否か、また、違反をしたその行為が、災害発生に有力に寄与しているか否かなどについて、詳細に検討の上判断することとなる。

[目次 2 へ戻る](#)